

明石市行政改革実施計画 (案)

(平成 23 年度 ~ 平成 25 年度)

平成 23 年 (2011 年) 1 月

明 石 市

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画の位置付け	1
2 計画の期間	1
3 これまでの取組み	1
4 社会情勢の変化	2
5 明石市政の現状	2
6 計画の基本理念	8
第2章 目標と取組みの着眼点	10
目標1 市民と市役所のパートナーシップの構築	11
目標2 選択と集中の実現	12
目標3 公共サービスの質の向上	14
目標4 職員力の向上	15
目標5 財政の健全化	16
第3章 計画の進行管理	18
1 基本的な考え方	18
2 庁内推進組織	18
3 市民等の意見の反映	18
第4章 具体的取組項目	20
目標1 「市民と市役所のパートナーシップの構築」に向けて	20
目標2 「選択と集中の実現」に向けて	27
目標3 「公共サービスの質の向上」に向けて	34
目標4 「職員力の向上」に向けて	39
目標5 「財政の健全化」に向けて	43
資料編	50
用語説明	50

文章中「*」印のある語句には、末尾に用語説明を付しています。

第1章 計画策定に当たって

1 計画の位置付け

これからの「明石の自治」を築くために、「市民自治を充実させるために、参画と協働によるまちづくりを推進すること」と「より良い公共サービス^{*1}を提供していくことができる市政運営を実現すること」とを基礎となる考え方として、市民主体の自治を推進していくための基本的なルール、市政運営の基本的なあり方などを定めた「明石市自治基本条例」が平成22年4月1日に施行されました。

一方、市のすべての行動計画の最上位に位置付けられる第5次長期総合計画（計画期間：平成23年度～平成32年度）を策定しており、その基本構想では、目指すまちの姿やその実現に向けた基本的な考え方を示し、戦略計画では、目指すまちの姿の実現に向けた重点的な施策展開や計画推進の考え方などを示しています。また、総合計画に定める方針に沿ってまちづくりの各分野についての個別計画を策定し、各分野の施策展開に当たっての基本的な考え方を示すとともに、推進する施策を体系化し、具体的取組みを明らかにすることとしています。

本計画は、明石市自治基本条例の理念や第5次長期総合計画に掲げる戦略やビジョンを踏まえ、これからの行政運営のあり方をより良いものにしていくために、第5次長期総合計画に示している行政経営の展開方針に沿って、これを実現していくための基本的理念並びに具体的な目標及び取組みを定める計画です。

2 計画の期間

第5次長期総合計画の目指す10年後のまちの姿の実現に向け、必要な行政運営の土台づくりに短期集中的に取り組むため、計画期間は、3ヶ年（平成23年度～平成25年度）とします。

3 これまでの取組み

本市では、平成8年8月に「新たな時代の市民ニーズに対応できる行政の再構築を図る」ことを基本方針とした行政改革大綱を策定し、以後、平成8年度から平成22年度まで、5期に渡って「明石市行政改革実施計画」を定め、時代背景や行政を取り巻く社会経済情勢等の変化への的確な対応に努めながら、行政改革の推進に取り組んできました。

これらの取組みにより、一定の行政サービス^{*2}の水準を維持しつつ、前の行

政改革実施計画（計画期間：平成19年度～平成22年度）の目標である基金残高40億円以上、経常収支比率95%未満、総職員数2,300名体制が達成できる見込みとなるなど一定の成果を上げてきました。しかし、前計画の目標のひとつであった平成22年度以降の各会計年度における収支均衡の実現には至っていないなど、引き続き取り組むべき課題が残されています。

さらに、明石市自治基本条例や第5次長期総合計画に示す新たな考え方を踏まえ、これまでの取り組みを一步進めて、現在及び将来の市民生活やまちづくりにより貢献する行政改革であることが求められています。

4 社会情勢の変化

近年の行政を取り巻く環境は、急激で大きな変革の時期を迎えています。

少子高齢化が進展し、今後、本格的な人口減少社会が到来すると予想されるうえ、経済は今後とも低成長で推移すると予測され、国の財政は今後、より厳しさを増すものと考えられます。

一方、分権型社会の構築に向けた体制整備が進められており、市民や事業者など行政に代わる新たな担い手による公共サービスの提供が進んできています。こうした中、平成22年6月には「地域主権戦略大綱^{*3}」が、平成22年12月には「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～^{*4}」が閣議決定され、住民に身近な行政は、基礎自治体が自主的かつ総合的に担い、また住民が自らの判断と責任において課題解決に取り組む「地域主権改革^{*5}」が喫緊の課題となっています。

5 明石市政の現状

(1) 地域特性を活かしたまちづくり

本市は、明石海峡に面した東西16kmに及ぶ海岸、鯛やタコに象徴される「魚のまち」としての顔、子午線や天文科学館に象徴される「ときのまち」としての顔など、他市町村と比較しても個性的な地域資源を多数有しているとともに、JR在来線及び山陽電鉄のほか、新幹線の停車駅があるなど公共交通機関が充実し、阪神大都市圏へのアクセス性が高く、ベッドタウンとして鉄道駅を中心とした市街地が形成されています。

また、本市では、昭和50年に「コミュニティ元年」を宣言し、まちづくりの拠点となるコミュニティ・センターを整備するなど、いち早く、コミュニティを重視したまちづくりに取り組み、多くの市民の方々の力によって、着実な進展が図られてきました。

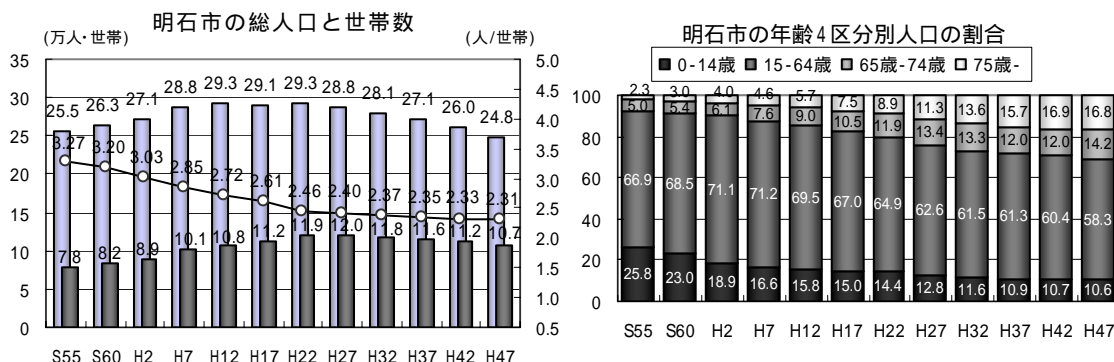
しかし、本市の総人口に目を転じると、ここ10年程度はほぼ横ばいの状況が続いており、平成22年現在、約29万3千人ですが、今後次第に減少

するとともに、年少人口や生産年齢人口の構成比が減少し、老年人口の構成比が増加するという人口構造の変化が進行するものと見込まれます。

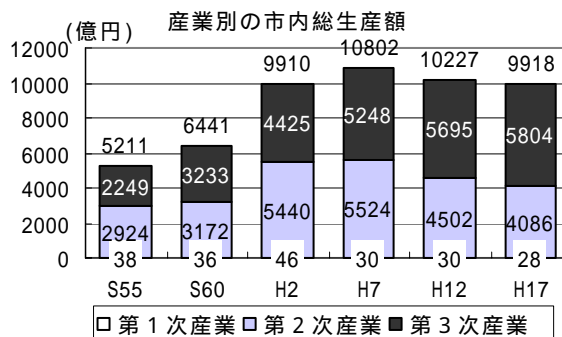
また、市内の産業の現状を見ても、産業の種類によって差異はあるものの、市内全体の総生産額は減少傾向にあり、今後の人口構造の変化や経済の低成長基調を考慮すれば、大幅な増加は期待しにくい状況にあります。

このような中で、豊かで魅力あふれるまちを築くためには、地域特性を活かし、生活の潤いや心の豊かさ、明石らしさなどが感じられるまちづくりを推進していかなければなりません。

グラフ1 明石市の人口とその構成



グラフ2 明石市の産業別市内総生産額



(2) 自律的で継続的な改善のためのしくみ

現在、第1四半期に部を単位とした年度ごとの経営上の課題と取組方針を整理し、第2四半期に市の全事務事業にわたる自己点検の取組みである「事務事業の総点検」を実施しています。そして、これを反映して第3四半期及び第4四半期に次年度予算の編成を行い、主な新規・拡充事業を当初予算に併せて市民にお知らせするという予算編成に係る一連の取組みの流れを構築しています。

今後も、この流れを市政運営のPDCAサイクルの根幹に位置付け、第5次長期総合計画や各個別計画の進行管理との連動性を高めながら、行政改革を推進していく上で重要な取組みとして、毎年度実施していきます。

(3) 財政状況（普通会計^{*6}、一般財源^{*7}ベース）

これまでの財政推移

歳入

市税については、平成16年度から増加傾向に転じ、さらに平成20年度においては、所得税から住民税への税源移譲^{*8}があったことから過去最高となる420億円となりました。

一方、地方交付税^{*9}等については、平成16年度からの国の三位一体改革^{*10}などに伴う「地方交付税改革」により大幅に減少し、平成21年度では121億円となっています。

以上のようなことから、経常的な一般財源全体では、平成21年度は平成15年度と比較して35億円程度落ち込んでいます。

なお、市の借金である市債^{*11}発行額については、阪神・淡路大震災直後の平成8、9年度をピークに減少し、ここ数年は70億円から100億円程度の規模となっており、残高も投資的経費^{*12}の抑制により平成14年度をピークに減少傾向にあります。

歳出

人件費については、これまでの行政改革の取組みにより、定員管理の適正化、給与水準の見直しに努めた結果、平成21年度は166億円と、ピークの平成11年度と比較して23億円減少しています。

しかし、急速に進む少子高齢化や景気の低迷等に伴い、扶助費（生活保護をはじめ、医療費の助成や各種の福祉手当に要する経費など）が増加の一途をたどり、国民健康保険事業・老人保健事業・介護保険事業などへの繰出金も増加しているほか、阪神・淡路大震災直後の多額の市債発行に伴い、公債費^{*13}がここ数年は120億円程度と高い水準で推移しています。

このため、一般財源ベースの投資的経費は近年、大きく減少しているものの、収支不足が生じ、平成12年度以降、市の貯金である基金を毎年取り崩す状況が続いており、平成7年度のピーク時に174億円であった残高は平成21年度末には69億円にまで減少しています。

財政指標

財政構造の弾力性を計る指標である経常収支比率^{*14}は、平成14年度以降、94%前後の非常に高い水準で推移しており、財政の硬直化が進んでいます。

一方、実質的な公債費負担を示すための指標である実質公債費比率^{*15}については、平成21年度は8.5%となり、地方財政健全化法で定められた財政健全化基準の25%を大きく下回っており、また県内29市中、2番目に良好な数値となっています。

表 1 これまでの財政推移

普通会計 決算（一般財源ベース） 単位：億円

年度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
歳入合計	485	499	540	553	577	568	600	609	619	618	625	620	623	620	607	609	592
うち基金繰入金を除いた数値	478	496	538	538	558	559	600	609	616	611	618	612	613	612	593	589	584
市税	371	348	338	372	406	400	395	382	379	378	358	361	371	382	411	420	398
地方交付税等	62	70	90	92	96	92	119	141	148	168	183	170	153	131	109	108	121
うち地方交付税	62	70	90	92	96	92	119	141	138	145	133	134	125	107	87	87	89
うち臨時財政対策債 *16	-	-	-	-	-	-	-	-	10	23	50	36	28	24	22	21	32
その他	52	81	112	89	75	76	86	86	92	71	84	89	99	107	87	81	73
うち基金繰入金	7	3	2	15	19	9	0	0	3	6	7	8	10	8	14	20	8
うち土地売却収入	1	1	1	1	1	3	3	8	10	2	9	4	3	3	9	1	3
うち減税補てん債 *17・歳入欠かん等債	0	29	42	28	17	18	5	5	5	5	5	5	4	0	0	0	0
うち地方特例交付金 *18	0	0	0	0	0	0	11	14	14	13	13	12	13	11	3	5	5
うち所得譲与税 *19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	10	21	0	0	0
うち減収補てん債 *20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2	11
うち地方譲与税・県税交付金	33	36	34	32	27	41	40	53	52	37	39	43	42	44	42	38	38
歳出合計	478	483	509	517	552	557	590	594	613	609	616	609	615	612	601	605	587
人件費	165	174	175	181	182	184	189	188	188	183	178	184	176	176	165	170	166
うち退職手当	13	13	13	14	14	12	16	18	18	16	18	19	19	20	22	29	24
扶助費	25	28	30	31	34	36	39	38	40	44	48	51	55	60	60	61	63
公債費	40	44	45	53	64	78	93	102	108	119	128	126	127	127	125	120	121
投資的経費	99	83	82	82	94	76	62	69	63	47	40	29	26	25	24	20	17
繰出金	60	64	69	64	65	65	65	75	79	86	89	88	92	86	90	87	88
その他	89	90	108	106	113	118	142	122	135	130	133	131	139	138	137	147	146
																	-14

石ヶ谷墓園事業特別会計の繰越金は当該事業のみ特定財源であるため、歳入合計からはこれを除いています。

実質的な単年度収支 *22	5	4	-3	-15	-20	-9	0	-1	1	-3	-6	-5	-7	-5	-10	-19	-5
---------------	---	---	----	-----	-----	----	---	----	---	----	----	----	----	----	-----	-----	----

参考

年度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
市債発行額	49	74	179	250	242	156	91	61	136	97	101	85	83	79	69	78	113
市債現在高	401	447	599	817	1,022	1,128	1,152	1,124	1,169	1,169	1,160	1,136	1,106	1,075	1,034	1,007	1,012
財政基金等現在高 *23 *24	167	168	174	160	145	138	139	144	136	130	123	116	110	105	93	76	69
普通建設事業費（事業費ベース）	198	150	202	414	448	303	215	179	219	155	122	97	105	101	88	105	107
災害復旧事業費（事業費ベース）	0	9	57	27	24	1	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0
地方債許可制限比率(%) *25	6.4	6.3	6.3	6.7	7.3	8.3	9.8	11	11.6	11.4	11.6	12	12.2	12.3	12.4	12.5	12.8
実質公債費比率(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15.1	14.8	9.1	8.5
経常収支比率(%)	78.7	78.5	84	79.7	79.7	84.7	86.9	85.9	89.2	92	94.5	94.8	94.5	94.2	94.4	94.9	93.7

今後の財政推計

現在の財政状況に対し、「新たに収支改善の対策を行わない、景気の影響を考慮しない、現行の地方財政制度の枠組みのもと市税・地方交付税等の総額が一定である、行政サービスの水準は平成22年度並を維持する」という条件の下、今後の収支見通しを試算したところ、平成23年度で27億円の赤字が見込まれ、その後、平成24年度で13億円の赤字から平成27年度の2億円の赤字まで、引き続き収支不足の状況が続くものと見込まれます。これにより、収支不足を補う基金の残高については、平成24年度以降、前の行政改革実施計画で確保の目標額としていた40億円を割り込み、平成27年度には、24億円となると推計されます。

今後の市税収入や地方交付税の動向、さらには少子高齢化に伴う影響などによっては、更なる収支不足に陥ることも考えられます。

このため、引き続き事務事業の見直し等により収支改善を図り、収支均衡を基本とする健全な財政構造への転換を図る必要があります。

表2 今後の財政収支見込み

（普通会計 一般財源ベース）

単位：億円

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	備 考
歳入合計(1)	610	595	589	598	593	589	592	
市 税	387	390	390	390	390	390	390	H24以降：H23当初予算案と同額
地方交付税	160	155	153	155	157	153	156	
うち地方交付税	(107)	(110)	(108)	(110)	(112)	(108)	(111)	H24以降：一部特殊要因を除き、市税と地方交付税の総額は一定としている。
うち臨時財政対策債	(53)	(45)	(45)	(45)	(45)	(45)	(45)	(特殊要因：公債費の交付税措置分、扶助費など法定経費の増加分を反映)
そ の 他	63	50	46	53	46	46	46	
うち土地売却収入	(4)	(0)	(0)	(7)	(0)	(0)	(0)	H25：交通部土地処分7億円あり
うち外郭団体解散に伴う清算金等	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
うち地方特例交付金	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	
うち減税補てん債	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
うち地方譲与税・県税交付金	(36)	(36)	(36)	(36)	(36)	(36)	(36)	
うち減収補てん債	-	-	-	-	-	-	-	
うち繰越金	(3)	(4)	-	-	-	-	-	
うち土地開発公社貸付金元金収入	(10)	(0)	-	-	-	-	-	
歳出合計(2)	606	622	602	603	594	591	585	
人 件 費 ()内数値は、退職手当	(17) (定年14)	(14) (定年12)	(17) (定年14)	(22) (定年19)	(15) (定年13)	(15) (定年13)	(15) (定年11)	
賃 金	20	18	13	13	13	13	13	H24：任期付短時間勤務職員への切替えによる減を反映
扶 助 費	70	72	74	76	78	80	82	年3%増
公 債 費	14	16	18	20	23	26	28	H24以降の新規発行分は毎年45億円で試算
臨時財政対策債分								
その他	112	111	96	89	84	74	73	H24以降の新規発行分は、学校耐震化事業に伴う変動分を勘案し、H24は80億円、H25以降は年50億円で試算、またH23は病院独法化に伴う債務超過解消のための3セク債19億円を反映
投資的経費	19	18	18	18	18	18	18	H24以降：H23当初予算案と同額で計上
繰 出 金 (後期高齢者医療負担金含む)	92	93	93	95	96	97	99	国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療事業の繰出金の増あり
そ の 他								
水道事業会計への繰出金	1	1	1	1	1	1	1	
自動車運送事業会計への繰出金	4	7	0	0	0	0	0	H23：精算に伴う経費5億円の補正を計上 H24以降：廃止による繰出金減
病院事業会計への繰出金	10	20	15	14	15	14	14	H23：病院独法化に伴う資本金7億円及び経営安定化支援3億円の補正を計上
その他	119	122	119	119	119	120	120	H23：H22繰越に伴う財政基金積立金2億円を補正予定、職員数減に伴う委託料加算
明石駅前南地区再整備事業費								
投資的経費	-	0	6	6	7	11	0	再開発事業費254億円のうち、市負担118億円（再開発事業補助等42億円、駅広等整備負担金9億円、市役所窓口保留床47億円、公共用通路保留床等20億円）
公債費		-	0	1	1	2	4	市役所窓口等内装費9億円 財源：市債97億円 一般財源30億円(H23～H27)
補正予算・決算による不用額	20	20	20	20	20	20	20	
収支差引額 (A) [(1) - (2)]	4	27	13	5	1	2	7	
基金取崩見込額 (B)	0	27	13	5	1	2	0	
収支見込額 (A)+(B)	4	0	0	0	0	0	7	
基金残高見込額	70	45	32	27	26	24	31	

試算の条件

- 1 新たに収支改善の対策を行わない。
- 2 景気の影響を考慮しない。
- 3 現行の地方財政制度の枠組みのもと市税・地方交付税・臨時財政対策債の総額が一定である。
- 4 行政サービスの水準は22年度並を維持する。

平成22年度は平成23年1月現在の見込み値を、平成23年度は当初予算原案を計上している。

平成23年度には、当初予算編成段階における収支改善の取組みによる効果額10億円を反映している。

平成24年度以降は平成23年度の当初予算原案をベースに歳入歳出の特殊要素を反映（備考欄に記載）し、試算している。

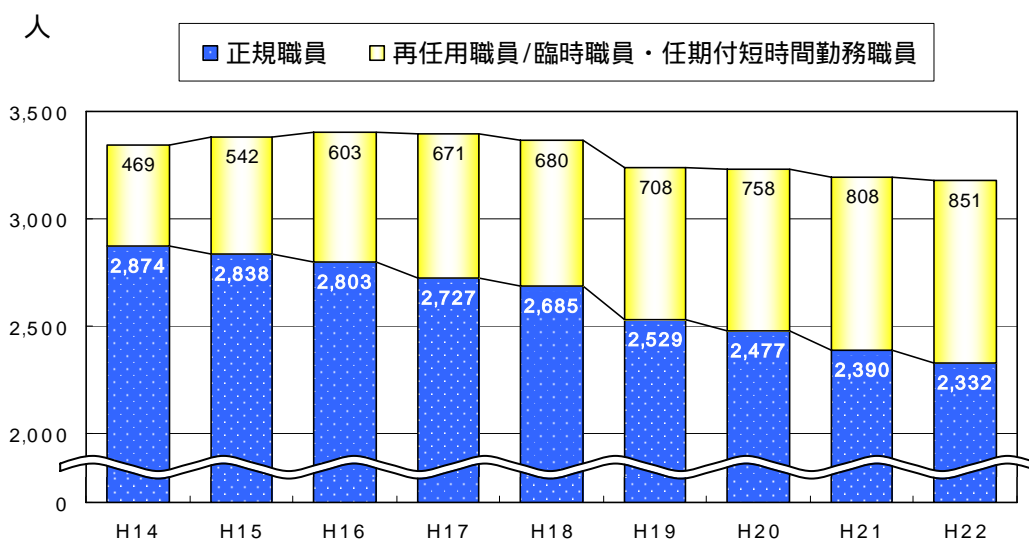
平成23年度の基金残高見込額45億円は、平成22年度末の基金残高70億円から基金取崩額27億円を差し引き、平成22年度からの繰越金に伴う基金への積立として2億円を加えた数値である。

平成24年度以降の基金残高見込額については、前年度の収支見込額が黒字の場合は、その全額を加算している。

(4) 職員数と人件費の状況

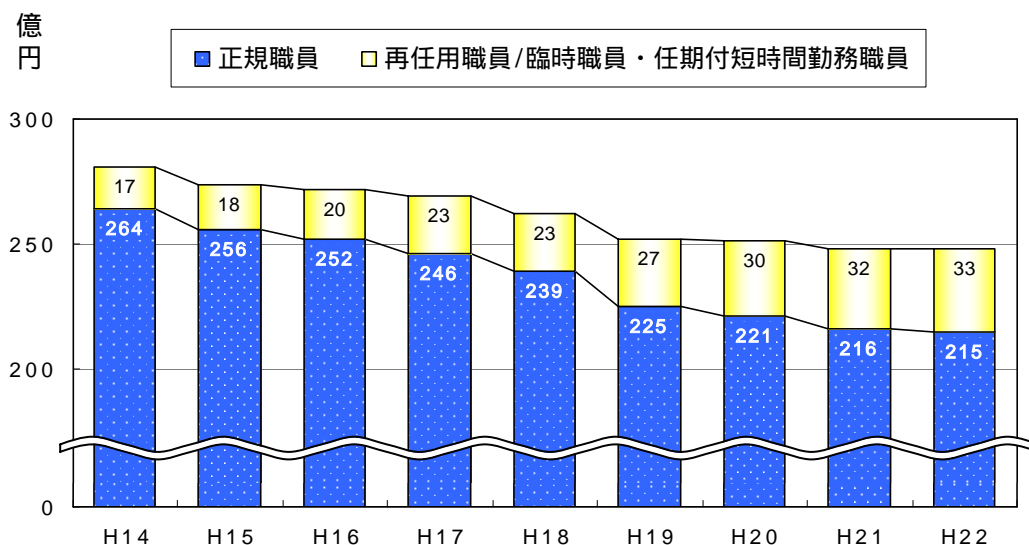
総人件費の削減を図るため、全庁をあげて職員数の削減に取り組み、前の行政改革実施計画の目標である平成23年4月1日時点での正規職員2,300名体制の実現が達成できる見込みとなっています。一方、人件費を削減しながら、市民のニーズや社会情勢に的確に対応して業務量に応じた体制を確保するため、正規職員の削減に伴い、再任用職員^{*26}、臨時職員^{*27}・任期付短時間勤務職員^{*28}の人数は増加していますが、これらを合計した総職員数は減少しています。

グラフ3 総職員数の推移(特別会計^{*29}、企業会計^{*30}を含む全会計。各年4月1日。平成19年度以降の正規職員数は実働職員数^{*31}で計上。)



また、人件費の推移をみると、総職員数の減少、給与の適正化等により減少傾向にあります。

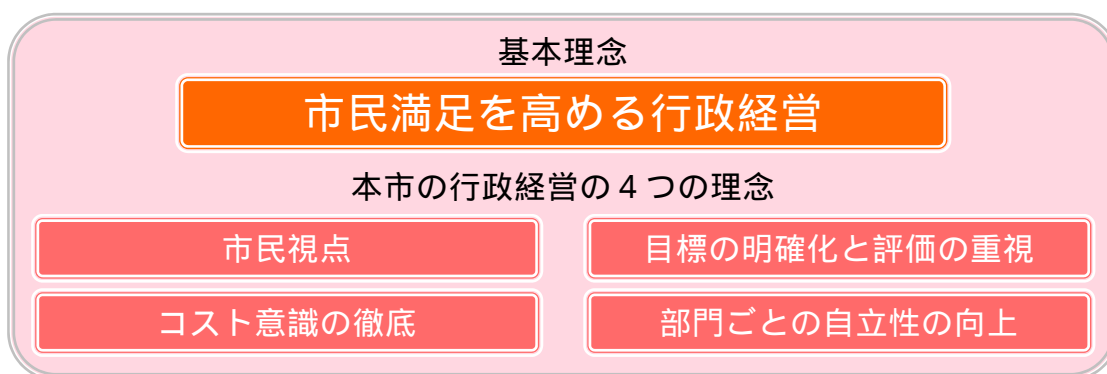
グラフ4 総人件費の推移(特別会計、企業会計を含む全会計。退職手当を除く。)



今後も厳しい財政状況が続く見込みであることから、事務の簡素・効率化や事務事業の見直し等により市民の求める行政需要に適切に対応できる適正な職員体制を確保しつつ、歳出で大きな比重を占める総人件費の削減を図る必要があります。

6 計画の基本理念

ここまでで整理した計画の位置付け、これまでの行政改革の取組み、社会情勢の変化、市政の現状を踏まえて、本計画の基本理念を以下のとおり定めます。



行政には、時代の変化に応じて、常に最小のコストで最大の成果を上げることが求められています。行政の求める成果とは市民の幸福であり、市民のより幸福な満足感のある生活を実現すること、言い換えれば市民満足の向上が行政の目的です。本計画は、市民満足の向上に向けて、行政運営のあり方をより良いものに変えていくことを目指すものです。

人口や経済の右肩上がりの伸びが予測しがたいこれからの時代においては、限られた資源（人、物、財（金）、情報）を最大限に活用し、時にはこれまで目を向けられなかった隠れた資源を発掘して、生活の潤いや心の豊かさ、明石らしさなどが感じられるまちづくりを進めることで、より高い市民満足を実現していかなければなりません。

そのためには、行政運営にも経営感覚が求められます。行政経営とは、端的に言えば、「行政の目的を達成するために、目標を定め、組織を整えて、限られた資源を効率的に配分しながら、持続可能な運営を行うこと」ですが、市民満足の向上という行政の目的を踏まえると、その中身は4つの理念に整理できます。これらの理念を反映して計画全体を構成し、計画の推進にも活かしていきます。

(1) 市民視点

行政のサービスを利用してもらう「顧客」は市民ですから、「市民視点」の理念のもと、市民のニーズに応え、満足度を高めるサービスを提供していかな

ければなりません。

(2) 目標の明確化と評価の重視

行政が目指すべき「利益」とは、市民の幸福です。行政には、広く意見交換を図りながら、何が市民の幸福につながるのかを判断すること（目標の明確化）と、またその判断に基づいて行われたことが本当に市民の幸福につながったのかを確かめること（評価の重視）が強く求められます。

(3) コスト意識の徹底

地方自治体は、これまであまり他者との競争にさらされてきませんでした。地方分権が進展し、人口減少社会が到来している現在、より多くの市民に明石市を選択していただけるよう、地方自治体間の競争に競り勝ていかなければならない環境におかれています。そのためには、より少ないコストでより高いレベルの市民満足を実現できるよう、コスト意識を徹底していかなければなりません。

(4) 部門ごとの自立性の向上

少子高齢化、価値観の多様化等を背景に、行政には、増大・多様化する市民のニーズにスピーディーに対応していくことが求められています。そのためには、市の各部門の自立性を高め、それぞれが十分なマネジメント力を発揮して、何が市民の幸福につながるのかを的確に、かつ、主体的に判断し、思い切った改善の決断を下していくことが求められます。

第2章 目標と取組みの着眼点

前章で述べた市民満足を高める行政経営の4つの理念を反映した目標を掲げ、行政改革の各種取組みを進めます。

第5次長期総合計画には、行政経営の展開方針（以下「方針」といいます。）として5項目が掲げられていますが、社会情勢や市政の現状を踏まえて、これら5項目の方針それぞれに対応した本計画期間中に目指すべき行政運営のあり方を5つの目標として掲げます。

各目標の達成に向けて、様々な取組みを実施する必要がありますが、このうち、以下の点を踏まえて、本計画の計画期間において特に重要な取組みにつながる着眼点を「柱となる着眼点」として示しています。

明石市自治基本条例の理念や第5次長期総合計画に掲げる戦略やビジョンに関わりが深いものであること。

本市でこれまでに十分に取組みられていない分野や新たな手法によるものであること。

これからのまちづくりに大きな影響を及ぼす人口減少社会・少子高齢化のさらなる進展という人口構造の変化に関わりが深いものであること。

計画期間中に大きな動きが見込まれる、市として現在取組中又は検討中の以下のような大規模な投資的事業との関わりが深いものであること。

- ・ 明石駅前南市街地再開発
- ・ 5市民センター構想
- ・ 公共施設の大規模修繕集中期

「柱となる着眼点」の取組みを中心に、多様な着眼点からの取組みを推進します。

目標 1 市民と市役所のパートナーシップの構築

（方針 「参画と協働のしくみづくりの推進」に対応）

参画と協働によるまちづくりを推進することで、市民・市役所双方の意識改革を図り、市民と市役所が共に手を携えて地域の課題の解決のために取り組むことのできる基盤を構築します。

目標設定の背景

- ・ 地方自治の原則に立ち返り、市民自らが身近な地域の課題に取り組むことにより、多様な価値観を反映した納得性の高い課題解決が図られます。
- ・ 地域、企業、NPOなど多様な担い手による新たな公共サービスの提供が進んでいます。
- ・ 行政の意思決定に自ら参画したいと考える市民が増えてきています。

取組みの着眼点

柱となる着眼点

協働によるまちづくりの推進

市民と市、あるいは市民同士が、適切な役割分担の下で連携し、「協働のまちづくり」を進めていくため、団塊の世代と子育て世代を主なターゲットに、新たな地域コミュニティの担い手を育成するとともに、市民の主體的な取組みに対する多面的な支援を充実するなど、協働のまちづくりを実践しやすい環境を整備します。

その他の着眼点

情報の共有

市政への市民の参画に当たって、市民が、市政のあり方を判断するのに十分な情報を入手できるよう、市政運営の各過程における市の考え方や計画、事業の成果等の情報の積極的な提供・公表を推進します。

また、市民参画や協働のまちづくりの前提となる市民と市、あるいは、市民同士の情報の共有を推進します。

市民参画の機会の拡大

市の政策等の計画段階から実施、評価、改善に至るそれぞれの段階において、適切なタイミングで、できるかぎり多種多様な参画手法を用いて、市民が市政へ参画できるようにします。

目標 2 選択と集中の実現

（方針 「自立した地方行政の推進」に対応）

施策や計画の目標を可能な限り数値化し、その目標の達成度を成果として明確化し、この評価及び改善方策の検討を通じて、行政が本来取り組むべき分野を見極め、その中でも社会情勢や市民のニーズを踏まえて重視すべき分野に限られた経営資源を重点配分するとともに、施策・事務事業の見直しやNPO・民間企業等の専門的な技術やノウハウの活用を一層推進し、市政運営における選択と集中につなげます。

目標設定の背景

- ・ 地方分権の進展に伴い、市が自主的・自立的な判断によって地域の実情に合わせた政策を行うことが重要となっています。
- ・ 厳しい財政状況のもと、限られた経営資源を最大限に活用することが求められます。
- ・ 行政に対する信頼性向上のため、施策の成果に関する説明責任を果たすことが求められます。

取組みの着眼点

柱となる着眼点

施策評価のしくみづくり

市政の改善を進めるためには「計画（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・改善（Action）」というPDCAサイクルを不断に展開していく必要があります。

事務事業の総点検から予算編成につながる流れを根幹とする年度ごとのサイクルに加え、第5次長期総合計画や各個別計画の進行管理との連動性を高めた包括的かつ長期的なサイクルを確立し、これら自律的・継続的改善のしくみを通じて、施策・事務事業の選択と経営資源の集中を実現し、真に市民の必要とするサービスが、より良いノウハウやより充実した体制の下で提供されるよう努め、公共サービスの向上につなげます。

その他の着眼点

事務の簡素・効率化

必要性の高い事務を見極めて、仕事の流れや進め方を抜本的に簡素・効率化し、限られた職員で効果的に仕事を進められる体制を構築します。

民間の力の活用

指定管理者制度や業務委託等を通じて、一層の民間の力の活用を図ります。

公営企業経営改革

市営バス路線の民間移譲（自動車運送事業の廃止）、市民病院の地方独立行政法人化等によって事業の合理化と公共サービスの向上を図り、将来的に持続可能な経営体制を構築します。

外郭団体の見直し

公益法人制度改革等に伴い、その必要性も含めて外郭団体のあり方を見直します。

目標3 公共サービスの質の向上

（方針 「市民ニーズに対応した行政経営」に対応）

市民のニーズや満足度を的確に把握し、組織間の横の連携を活かしたサービスを強化することにより、これまで以上に市民視点に立った利便性の高いサービスを提供するなど、公共サービスの質の向上につなげます。

目標設定の背景

- ・ 少子高齢化の進展や価値観の多様化等により公共サービスのニーズは増大・多様化しており、様々な世代の状況に合わせたきめ細かなサービスの提供が求められます。
- ・ 行政に対する信頼性向上のためには、市民をお客様と捉えたプロとしての対応が求められます。
- ・ 情報通信技術の発達により、様々なサービス提供手法が開発されています。

取組みの着眼点

柱となる着眼点

利便性を高めるサービスの提供

少子高齢社会を見据え、市民生活に直結する公共サービスをより身近な場所で提供できるよう、計画期間中に大きな動きが見込まれる窓口部門におけるサービスのあり方をあらゆる世代に使いやすいよう抜本的に見直すほか、庁内の横の連携を活かしたサービスを強化することにより、市民視点でより利便性の高いサービスを提供します。

その他の着眼点

市民ニーズ・満足度の把握

まちづくり懇談会、市民提案箱、パブリックコメントなど、これまでの取組みをさらに充実させるとともに、定期的に、市民に対する体系的な施策重要度・満足度等の調査を実施することにより、より多くの市民の意見を活かした行政運営につなげます。

目標 4 職員力の向上

（方針 「組織力・職員力の向上」に対応）

人材育成と一体となった戦略的な人事管理や職員が能力を発揮しやすい組織体系への見直し、職員の意識改革の取組みを通じて、明石市人材育成基本方針^{*32}に掲げている目指すべき職員像『時代の変化を敏感に察知し 市民の視点に立って考え 新たな課題に挑戦する職員』に向けて職員力の向上を図ります。

目標設定の背景

- ・ 地方分権の進展に対応するため、職員には、現場の課題を発見・抽出し、それを政策まで高める力が求められます。
- ・ 厳しい財政状況のもと、人員削減の取組みを進めるなか、職員一人ひとりの能力を高めることが重要です。

取組みの着眼点

柱となる着眼点

戦略的な人事管理の推進

職員一人ひとりの能力を高めることが、組織全体の力を高めることにつながるという考え方にに基づき、採用から配置、昇任・昇格、研修、再任用まで含めた人事制度全体で人材育成を図る人材育成型人事制度を推進するほか、将来的な市民ニーズの動きに対応する長期的な視点と、緊急的な市民ニーズに素早く対応する短期的な視点を持って柔軟に職員配置を進めるなど、戦略的な人事管理を推進します。

その他の着眼点

組織の見直し

部課の数を削減し、簡素で機能的な組織への見直しを進め、職員が能力を発揮しやすい環境を整備します。また、市民生活に直結する各事業部門に、実質的な事業運営に関する権限と責任を移す方向で見直しを進め、意思決定をスピード化し、庁内の部署間の連携性の向上を図ります。

職員の意識改革

民間企業経験者採用を引き続き実施するなど、多様な職員を採用することで組織の活性化を図るとともに、市民活動実践研修や社会福祉施設等体験研修などの体験型研修の充実や、民間企業等との人事交流など、職員が市役所の外で学ぶ機会を増やす取組みを進め、市民視点の醸成やコスト意識の徹底など職員の意識改革につなげます。

目標 5 財政の健全化

（方針 「健全財政の推進」に対応）

明石の特性を活かしたまちづくりや市民視点での行政サービスの提供に取り組みながら、将来にわたって基金に頼らない財政構造の構築を目指し、以下の数値目標を掲げて財政の健全化を図ります。

【数値目標】

経常収支比率 95%未満

基金残高 40 億円の確保

収支改善目標総額 30 億円

（6 ページの「表 2 今後の財政収支見込み」との比較。詳細は以下の表 3 を参照してください。）

総人件費 5%削減

（平成 22 年度決算と平成 25 年度決算の退職手当を除く全会計の総人件費の比較。ただし、市民病院の地方独立行政法人化に伴う削減分を除きます。）

表 3 収支改善取組後の財政収支見込み

単位：億円

年 度		H23	H24	H25	H26	H27	H28
取組前	収支不足額		13	5	1	2	7
	基金残高		32	27	26	24	31
収支改善目標額		10	10	10	収支改善目標 総額 30 億円		
取組後	収支不足額 (+)	27	3	5	1	2	7
	基金残高 (+)	45	42	47	46	44	51

平成 23 年度には当初予算編成段階における収支改善の取組みによる効果額 10 億円を反映済みであり、年度中の取組みによる予算と決算の差額についても、これまでの実績に基づき計上しているため、取組後の数値のみ掲載しています。

平成 23 年度の収支改善効果額の内訳

・事務事業の総点検による効果額・・・9 億円

・住居手当の削減 及び 勤奨手当基礎額の算定に含まれている扶養手当の廃止による効果額・・・1 億円

目標設定の背景

- ・今後、本格的な人口減少社会が到来し、経済的にも低成長が続くと見込まれることから、税収の大幅な増加は期待できません。
- ・補助金の一括交付金化等の地方財政制度の見直しが議論されていますが、国の財政も窮迫しており、議論の先行きは不透明です。
- ・少子高齢化は今後も進展するため、扶助費等の増加が見込まれます。

取組みの着眼点

柱となる着眼点

公共施設の有効活用

明石駅前南市街地再開発や公共施設の建替え・大規模修繕集中期を控え、全ての公共施設の現状と有すべき機能を再検証し、部門横断的な統廃合や機能の見直しを図り、長期的な修繕計画を含めて、市の経営にとって最適な状態（コスト最小、効果最大）を見出していくことにより、今後の施設建設費及び維持管理費の大幅な削減や施設機能の複合化を活かした新たなサービスの提供につなげます。

その他の着眼点

施策・事務事業の見直し

事務事業の総点検等を通じて、施策・事務事業を客観的に評価し、優先度の低い事業は休廃止を検討するとともに、継続する事業についても効率化を図り、事業費の削減につなげます。

総人件費の削減

総人件費を削減するため、事務の簡素・効率化や民間委託等の更なる推進と並行して、再任用職員や任期付短時間勤務職員を含めた総職員数の削減に取り組むとともに、民間や国・県・他市の動向を踏まえながら給与の適正化を図ります。

歳入の確保

市税や市の私債権について、一元的な管理を強化し、滞納処分及び差押財産の換価処分の執行等を強化することで、収納率の向上を図り、既存財源の確保を図るとともに、市有財産を活用した広告収入の確保等、これまで実施してきた新たな歳入確保の取組みについても引き続き推進していきます。

また、まちの活気原動力である若い世代の人口増加を目指した方策の推進を図ることにより、全市的には人口減少が見込まれる中でも、市の歳入規模の維持・拡大につなげます。

第3章 計画の進行管理

1 基本的な考え方

(1) 有機的な連携の強化

市民ニーズに対応したサービスを提供するためには、市役所の部門の垣根を越えた有機的な連携を強めていかなければなりません。そのため、全ての職員が、常に連携による全庁的なサービス向上の可能性を考え、他者に積極的に働きかけていく姿勢、また他者からの働きかけに対して予断を排してプラス志向で検討する姿勢を持つよう意識改革を図ります。

(2) 市政運営のPDCAサイクル

現在の事務事業の総点検をはじめとする一連の流れを市政運営のPDCAサイクルの根幹に位置付け、引き続き運用することで、本計画の推進にもつなげていきます。

また、本計画の取組みである「施策評価のしくみづくり」「市民ニーズ・満足度の把握」の中で、現在の流れを検証し、市民視点とコスト意識を徹底したより質の高いマネジメントが可能となるよう取り組みます。

2 庁内推進組織

全庁をあげて行政改革に取り組むため、市長以下の幹部職員で構成する推進組織として「明石市行政改革推進本部」を設置しています。

また、取組みを牽引し調整を図るため、総務課、政策室、人事課、財政課の課長を行政改革推進本部の幹事としています。

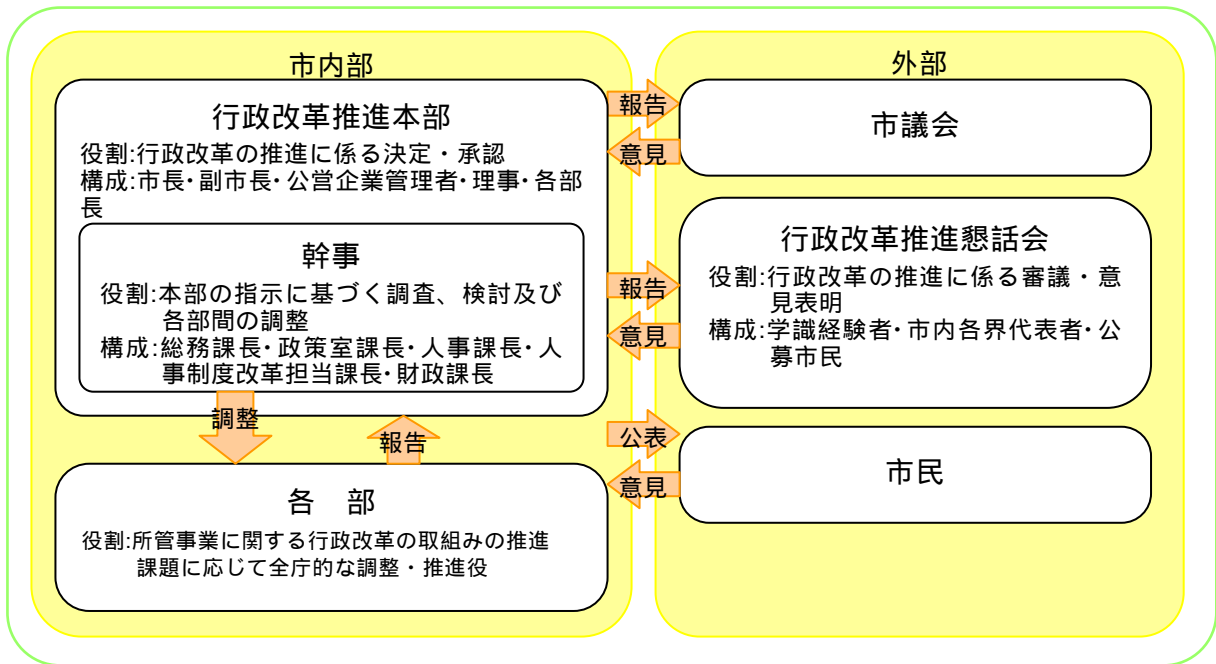
本計画を着実に推進していくために、行政改革推進本部の下、全職員が本計画の意義を十分に認識し、各部が主体的に取組みを実行していきます。

3 市民等の意見の反映

本市の行政改革全般に関し、市民の視点、行政外部の視点から審議し、意見・提言をいただくため、学識経験者、市内各界代表者及び公募市民等で構成する「明石市行政改革推進懇話会」を設置しています。

本計画に基づく行政改革の取組みの成果については、年度ごとに取りまとめ、行政改革推進懇話会、市議会へ報告するとともに、市民へ公表し、いただいた意見を更なる行政改革の取組みに活かしていきます。

図 行政改革の推進体制



第4章 具体的取組項目

目標1 「市民と市役所のパートナーシップの構築」に向けて

1-(1) 協働によるまちづくりの推進

	取組名	担当部(内は主担当)
1101	地域の防災・防犯力アップ	総務部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
市内全ての地域から防災・防犯に関する出前講座等の要請が出るようになるなど、防災・防犯に関する意識の向上が図られている。		引き続き、出前講座や青色パトロールを行う一方で、広報あかし、市ホームページ、防災行政無線による啓発放送及び自治会回覧などを利用し、防災・防犯に関する意識向上を図る。 また、関係機関と連携し、防災・防犯に関する新たな地域活動の担い手を育成する。

	取組名	担当部(内は主担当)
1102	地域コミュニティの担い手づくり	コミュニティ推進部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
住民自治組織リーダー研修会や新自治会長研修会を通じて、連合自治協議会とともに、自治会後継者づくりに取り組むことにより、自治会加入率が増加に転じている。		住民自治組織リーダー研修会、新自治会長研修会、市民開放講座、市民活動見本市等を通じて、また連合自治協議会やあかし市民活動団体協議会と連携、協力しながら、これまで市民活動に対して理解や活動の少なかった団塊の世代や子育て世代などに意識の啓発を行うことにより、自治会活動やボランティアに携わる機会を創出し、地域コミュニティの担い手づくりを進める。

	取組名	担当部(内は主担当)
1103	(仮称)協働のまちづくり推進条例の制定	コミュニティ推進部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
(仮称)協働のまちづくり推進条例が制定され、これに基づき、より一層、市民と市の協働によるまちづくりが推進されている。		<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度中に(仮称)協働のまちづくり推進条例の検討会を立ち上げ、同条例を検討するとともに、指針や実行計画を検討する。 「協働のまちづくり推進組織」に対して行う、人的支援(人材の派遣)、物的支援(活動の場の提供)、財政的支援((仮称)地域交付金制度)などについても検討する。

明石市行政改革実施計画（案）

取組名		担当部(内は主担当)
1104	市民主体型・協働型事業の充実	コミュニティ推進部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
市民主体型・協働型の事業を推進することで、市民ニーズが市政に反映されており、市職員と市民の双方の協働への理解が深まり、協働の文化が根付いている。		市民主体型事業である「市民実践活動助成事業」及び協働型事業である「市民提案型パイロット協働事業」の両事業を通じて、市民主体の協働のまちづくりを推進する。
取組名		担当部(内は主担当)
1105	小学校区コミュニティ・センターの地域住民による管理運営	コミュニティ推進部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
数箇所のモデル校区において、協働のまちづくり推進組織による小学校区コミュニティ・センターの管理運営の試行が開始されている。		<ul style="list-style-type: none"> ・28小学校区コミュニティ・センターのうち数校区をモデル校区として、協働のまちづくり推進組織によるコミュニティ・センターの管理運営を試行する。 ・モデル校区に管理運営に係る経費を含めた(仮称)地域交付金を交付する。
取組名		担当部(内は主担当)
1106	地域福祉の推進を担う中心組織づくり	福祉部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
概ね中学校区単位に置かれている地区社会福祉協議会によって、地域の福祉課題が掘り起こされ、課題解決が行われる地域のしくみづくりを支援するとともに、地区社会福祉協議会を支えることができる市社会福祉協議会の組織体制づくりが図られている。		市社会福祉協議会へ派遣している市職員を順次撤退させるとともに、市社会福祉協議会採用のプロパー職員を年次的に増強することで、地区社会福祉協議会の活動支援を行う地域福祉コーディネーターの配置を進め、地域福祉推進の中心組織としての機能強化を図る。

明石市行政改革実施計画（案）

取組名		担当部(内は主担当)
1107	環境パトロールの実施と自治会協働の推進	環境部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<p>住みよい環境を創出するとともに市民参画と協働の推進を図ることにより、地域の環境美化とその意識の向上や、環境保全の向上が図られており、事業所の環境事故の未然防止が徹底されている。</p>		<p>(1) 歩きタバコ禁止条例の検討（明石駅・西明石駅周辺）</p> <p>(2) 環境パトロール 空き地の適正管理のためのパトロール、ポイ捨て・ふん害防止パトロール、不法投棄防止パトロール（ごみステーション以外） 公害防止パトロール（河川パトロール、解体現場パトロール、事業所パトロール）</p> <p>(3) 自治会・コミセンとの連携 自治会やコミセンを訪問して聞き取り調査や意見交換等を行うことにより、地域の環境上の課題の把握や解決方法について地域住民との協働を行う。</p>

取組名		担当部(内は主担当)
1108	ハード・ソフト両面からの対策による浸水被害の軽減	土木部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<p>浸水箇所への緊急的な対策を完了させ、校庭や公園での雨水の一時貯留など雨水流出抑制施設等による新たなハード対策を一部区域で試行しているとともに、地区ごとに市民の参画により避難計画等を作成するなど自助・共助の意識を高める取り組みを実施している。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・約240箇所の浸水箇所への緊急的な対策の完了。 ・校庭や公園での雨水の一時貯留など雨水流出抑制施設等による新たなハード対策の導入。 ・雨水管等基幹施設の整備。 ・水防に対する自助・共助の意識向上への取り組みの実施。

取組名		担当部(内は主担当)
1109	まち美化プロジェクト（道路アダプト）事業の拡大	土木部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<p>平成22年9月に発足した「まち美化プロジェクト（道路アダプト）」事業を拡大し、市民や事業者の協力を得て、街路樹の適切な維持管理の徹底や、空きスペースとなった道路用地が有効活用されている。また、「まち美化プロジェクト（道路アダプト）」事業の活動を通して、市政への参画と協働のまちづくりの実践を推進している。</p>		<p>市民や事業者が、地域の共有財産である道路などの公共施設の里親となり、自らの責任で緑化・美化活動を行う「まち美化プロジェクト（道路アダプト）」事業を拡大する。また、市が定めた、活動に必要な物品や用具等の支給又は貸与を行う。</p>

明石市行政改革実施計画（案）

	取組名	担当部(内は主担当)
1110	道路安全モニター及び海岸モニター制度の更なる充実	土木部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
各モニターから得た、貴重な情報を活用し、危険箇所の排除に努めるとともに、安全管理の更なる充実が図られている。また、モニター活動を通して、市民による市政への参画と協働のまちづくりが実践されている。		各モニターが、海岸や道路の施設・工作物などについて、その構造や国・県・市の管理区分などを十分に理解し、様々な情報を市と共有することにより、各モニターの視点を増やし、危険箇所の的確な把握と早期改善に役立っている。

	取組名	担当部(内は主担当)
1111	海岸清掃ボランティア支援の推進	土木部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
海岸清掃ボランティア活動の実態が把握でき、支援する団体等が拡大している。		<ul style="list-style-type: none"> 市内海岸での清掃ボランティア活動については、引き続き、活動の連絡を受けた団体に対して清掃資材の提供を行う。団体等独自で実施されているものについても状況を把握し、清掃活動の支援を行っていく。 海岸清掃に関する協力体制を構築し、海岸環境の保全にかかる新たな取り組みを検討する。

	取組名	担当部(内は主担当)
1112	公園愛護会等との連携	都市整備部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
市民の財産である公園が、いつまでも美しく、子どもたちからお年寄りまでが安心して憩える場として、市と公園愛護会が一体となった維持管理がなされている。		公園愛護会マニュアル作成、活動内容の紹介などのPRを行うとともに、公園愛護会への支援内容の充実、連絡会の開催などを行う。

	取組名	担当部(内は主担当)
1113	みんなで学校園を美しくする運動の推進	教育委員会事務局
平成25年度末に目指す姿		実施概要
みんなで学校園を美しくする運動に保護者・地域の方々が積極的に参加(学校園に足を運ぶ)することで、学校・保護者・地域社会が一体となり、地域ぐるみで人を育てる環境整備が進んでいる。全ての学校園で、年に1回は保護者・地域の方々の参加した取組みが実施されている。		<ul style="list-style-type: none"> 定年退職した元気な高齢者や子育て世代の方々の参加しやすい取組みや情報提供を学校園とともに検討していく。 地域の方々の力を活用した他の事業との情報交換を図る。

	取組名	担当部（内は主担当）
1114	市民救命士の養成	消防本部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<p>質の高い講習を実施しつつ、市民救命士講習、KIDS（キッズ）市民救命士講習のほか、中学校・高等学校の授業に市民救命士講習を組み入れ、現在及び将来の市民救命士が養成されている。</p>		<p>地域防災力を高めるため、教育委員会、中学校長会及び高等学校長会等に理解を求め、授業の一環として、救命講習を取り入れ、生徒に心肺蘇生法を通して命の尊さを学んでもらうとともに、現在及び将来の市民救命士を養成する。</p>

1-(2) 情報の共有化

	取組名	担当部（内は主担当）
1201	市ホームページの改善	政策部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<p>市民がより見やすく、欲しい情報がすぐに手に入るとともに、市民ニーズに対応した情報発信ができるホームページとなっている。</p>		<p>サイトや利用者の分析や庁内検討会等での検討を踏まえ、リニューアルプランを作成し、それに基づいて、CMS（コンテンツマネジメントシステム）^{*33}の導入やデザインの一斉、情報の分類整理を行う。</p>

	取組名	担当部（内は主担当）
1202	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス算定排出量の公表	環境部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<p>(仮称)明石市地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの排出量削減のために、市民、事業者、行政、それぞれが自ら何をすべきか認識し、出来る対策に取り組んでいる。</p> <p>(仮称)明石市地球温暖化対策実行計画の短期及び中期の目標年度と削減目標値は下記のとおり。 短期：平成24年度、17%削減 中期：平成32年度、25%削減</p>		<p>平成32年度の中期目標である温室効果ガス排出量の25%削減を目指すため、下記の方針に基づき、取り組みを実施する。</p> <p>行政が率先して、再生可能エネルギー、省エネ省CO₂機器の導入、エネルギー管理の徹底などを行う。</p> <p>まちづくり、交通システム、緑化などについて、まちの低炭素化を図るための環境整備を行う。</p> <p>3R^{*34}の推進によるCO₂の排出量削減を図る。</p> <p>市民に対して日常生活における省エネ省CO₂の具体策の提示やインセンティブを付与した活動支援を行い、地球温暖化対策の浸透を図るとともに、環境学習の場を提供する。</p> <p>事業者には高効率機器の導入を図るとともに、自主的な取り組みを推進するためのしくみづくりを行う。</p>

取組名		担当部（内は主担当）
1203	AED設置マップの作成	消防本部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<p>市内民間事業所等のAED設置状況を把握し、市内のAED設置場所等を記載したマップが作成されている。現在実施している市民救命士講習等において、その必要性及び使用方法について啓発することで、AED設置事業所の増加が図られている。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業に対して、一般市民の使用可否を調査し、AEDの設置状況及び設置しているAEDを市民に公開するとともに、未設置の民間事業所に対しては、市民救命士講習等でAEDの設置促進の啓発を行う。 ・以上の取組みを通じて、市民にAEDの必要性と使用方法を理解してもらうことで、安心・安全のまちづくりを推進する。

取組名		担当部（内は主担当）
1204	防火安全性優良事業所の公表	消防本部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<p>防火安全性優良事業所の公表が実施され、防火安全対策の向上に寄与するとともに、市民生活の安心・安全につながっている。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・評価に関して規定すべき範囲を検討し、実施に向けた方針、手法を決定する。 ・市民生活に密着した用途を選定し、防火安全性に基づいて優良事業所を公表する。 ・以上の取組みを通じて、防火対象物の関係者が行った防火対策の向上に係る自主的・意欲的な取組み等を消防機関が評価することにより、防火安全対策が十分になされるように誘導するとともに、その結果を防火安全に関する情報として市民に提供することで市民生活の安心・安全を築く。

1-(3) 市民参画の機会の拡大

		取組名	担当部（内は主担当）
1301	市民参画の機会の拡大		政策部、総務部、コミュニティ推進部
		平成25年度末に目指す姿	実施概要
		明石市市民参画条例に基づき、適切に市民参画手続が実施されている。 また、各市民参画手続に市民の積極的な参加がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・明石市市民参画条例に関する市民向けの広報や説明会を実施し、市民参画に関する市民の意識高揚を図る。 ・明石市市民参画条例に関する庁内研修を行い、条例の理念と具体的手続の定着を図る。 ・市民参画手続の実施状況及び市民の参加状況を調査し、この結果を庁内外に発信することで、市民参画に関する意識の高揚を図る。 ・適切に市民参画手続を実施する。

目標 2 「選択と集中の実現」に向けて

2-(1) 施策評価のしくみづくり

取組名		担当部（内は主担当）
2101	施策評価のしくみづくり	総務部 政策部、財務部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<p>新たな施策評価のしくみのもと、事務事業の総点検などを活用した予算編成に向けたPDCAサイクル、市の活動に対する外部評価、長期総合計画や個別計画の進捗状況の検証が互いに連携して機能し、予算と連動した長期総合計画の「実行計画」が策定され、これに基づいて事業が実施されている。</p> <p>これらの過程で適時適切に市民参画が図られている。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者や市民の意見を参考に、予算編成に向けたPDCAサイクル、市の活動に対する外部評価、長期総合計画や個別計画の進捗検証の3つの機能を有し、適時適切に市民参画が図られる新たな施策評価のしくみを構築し、このしくみによる評価・改善活動を実施する。 ・その中で、各部の自律的な改善努力の成果が各部に適正に還元できるよう、また評価に係る事務負担を軽減するよう配慮する。

取組名		担当部（内は主担当）
2102	評価に関する条例の検討	総務部、政策部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<p>評価に関する条例において規定する範囲を検討し、市内部における方針が決定している。</p>		<p>新たな施策評価のしくみを踏まえて、評価に関する条例に規定するべき範囲を検討し、市内部での方針を決定する。</p>

取組名		担当部（内は主担当）
2103	集約型都市構造の実現にむけたしくみづくり	都市整備部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<p>実行計画が策定されるとともに、都市づくり部門が横断的に連携し、施策・投資分野についてコンセンサスが図られるためのしくみがつくりられている。</p>		<p>都市計画マスタープランの方針を基本としつつ、都市づくりの方針について継続的に検討する庁内会議を組織する。</p>

2-(2) 事務の簡素・効率化

	取組名	担当部（内は主担当）
2201	民間的視点による業務改善	総務部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<p>民間の優れた手法を参考に、業務フロー・業務記述書等と現場の状況を分析し、改善する業務改善の取組みについて、自主自律的な取組みが継続し、これにより行政サービスの向上や職場環境の改善が図られている。</p>		<p>平成22年度に管理部門の間接業務を対象として実施したため、今後は市民生活に直結する部門に展開していく。</p>

	取組名	担当部（内は主担当）
2202	情報システムの再構築	総務部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<p>パッケージソフト適用業務、ホスト継続業務とも新しい高機能サーバー機で稼働し、委託により運用管理を行っている。</p>		<p>情報システム最適化基本方針及び情報システム最適化実施計画に基づき、現状のホストコンピュータ及びホストコンピュータとデータ連携を行う個別情報システムを対象としたシステムの再構築、運用及び改修、端末等の維持管理といった業務内容について、平成22年から12年間にわたり、包括的にアウトソーシングを行う。</p>

	取組名	担当部（内は主担当）
2203	介護保険料特別徴収決定通知の見直し（仮徴収決定通知の廃止）	保険・健康部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<p>介護保険料特別徴収の決定通知を年2回から1回にして、事務量の軽減と郵便料の削減が図られている。</p>		<p>介護保険料特別徴収の決定通知の際に、翌年の仮徴収の決定及び通知文をあわせて通知することにより、4月に行っていた仮徴収の通知を廃止する。</p>

明石市行政改革実施計画（案）

	取組名	担当部（内は主担当）
2204	明石駅自転車駐車場の運営効率化	土木部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
明石駅自転車駐車場の改修・再整備により、快適で使いやすい施設となっており、専門性の高い民間の管理運営により利用者サービスが向上している。		(財)自転車駐車場整備センターによる管理運営に移行する。 明石駅自転車駐車場の指定管理者との引継ぎに関する協議の実施。 (財)自転車駐車場整備センターとの条件整備。 条例及び規則の改正 管理運営を(財)自転車駐車場整備センターに移行し、施設改修と再整備の上、引き続き自転車駐車場として運用する。(施設は市が保有する。)

	取組名	担当部（内は主担当）
2205	下水道施設の委託化及び無人化	下水道部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
朝霧浄化センターの無人化、大久保浄化センター及び船上浄化センターの夜間休日の委託化により、運営の効率化と組織のスリム化が図られている。		・朝霧浄化センターを無人化する。 ・大久保浄化センター及び船上浄化センターの夜間休日運転監視を委託化する。 ・以上の取組みに伴い、組織をスリム化する。

	取組名	担当部（内は主担当）
2206	いじめ対策事業、人権意識啓発事業、人権教育推進事業の集約化	教育委員会事務局
平成25年度末に目指す姿		実施概要
多様な人権課題の取り組みのなかで、子どもに関わるいじめ問題について、人権教育推進員などの人材活用を図りながら、効率的に各地域における啓発活動を展開している。		現在、教育委員会事務局いじめ対策課で実施しているいじめ防止啓発フォーラムなどのいじめ問題に関する市民に対する意識啓発を、人権教育推進事業のなかで取り組んでいくことにより、効率的な事業運営を行う。 なお、学校園におけるいじめ問題の発生への対応については、引き続き教育委員会における生徒指導業務や教育相談業務において担う。

	取組名	担当部（内は主担当）
2207	学校業務の改善	教育委員会事務局
平成25年度末に目指す姿		実施概要
ノー残業デーの設定等により、教職員の心身の健康と、児童生徒と向き合う時間が確保され、教育活動の充実につながっている。		ノー会議デー、ノー残業デー、ノー部活動日を設定するとともに、電子ファイルの共有化、会議や校内研修の効率的な運営、文書量の見直しなど学校業務を改善する。

	取組名	担当部（内は主担当）
2208	新明石村キャンプ場の見直し	教育委員会事務局
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<p>廃止等を視野に入れた今後の方針が決定され、その方針に基づく対応が実施されている。</p>		<p>新明石村キャンプ場の廃止や他の青少年健全育成施設への統合、又は管理運営委託等を含め、明石レクリエーション協会等の関係団体と十分な調整を行った上で、今後の方針を決定する。</p> <p>廃止等の場合は、キャンプサイトの原状復帰等を行い、土地所有者である明石市土地開発公社に土地を返却する。</p>

2-(3) 民間の力の活用

	取組名	担当部（内は主担当）
2301	木の根学園の指定管理者制度の導入	福祉部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<p>たんぼぼ工房、ひまわり工房について指定管理者制度が導入されている。</p>		<p>多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応し、サービスの向上を図るとともに、高い専門的知識や支援技術を要する福祉分野において、安定した施設運営ノウハウ及び経営資源を積極的に活用するため、たんぼぼ工房とひまわり工房に平成24年度から指定管理者制度を導入する。</p>

	取組名	担当部（内は主担当）
2302	直営の環境測定業務の委託化の推進	環境部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<p>現在、直営で行っている「騒音・振動測定業務」「水質常時監視業務（河川採水業務）」の委託化によって、工場の立入り業務や定期的な地域パトロール業務の一層の充実が図られている。またこのことが工場等による環境事故の未然防止につながっている。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・環境測定業務の委託化を検討する。 ・工場の立入り調査業務や定期的な地域のパトロール業務の体制の強化を行う事により、工場等に対するの監督、指導等をより一層充実させるとともに、関係部署との環境情報の共有化を図ることで、市民の要望に俊敏に対応できる組織にする。 ・市民への情報提供として、工場立ち入り調査の件数等については、引き続き「環境事業の概要」や「環境の現況」等で公開する。また、市ホームページにおいて、業務や活動内容を市民にアピールしていく。 ・以上の取組みにより、工場等による環境事故の未然防止を図り、環境汚染による被害から市民を守っていく。

明石市行政改革実施計画（案）

取組名		担当部（内は主担当）
2303	ごみ収集運搬業務委託区域の見直し	環境部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
地域の排出ごみ量と収集業者の能力（人員・車両の状況など）を調査・分析し、新たな委託地域及び業者別区分を決定している。		人口動態や住居、事業所の配置等を東部地域を中心に調査・分析した上で、収集業者の能力を勘案して、収集区域を見直し、既存のストックを十分に活用して、より効率的・効果的な収集業務が可能となるような業者別区分を決定する。

取組名		担当部（内は主担当）
2304	水道事業における委託事業の拡大	水道部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
営業関連業務及び浄水場運転監視業務の委託範囲が拡大され、またクレジットカード決済による収納が開始されることにより、市民の利便性の向上、業務の効率化が図られている。		<ul style="list-style-type: none"> 平成23年10月の営業関連業務包括委託の契約更新で、過誤納金の還付業務、漏水量の認定業務等を新たに委託業務に加えることにより、職員1名の削減を行う。 クレジットカード決済による収納を平成23年度内に導入する。 平成20年度から実施してきた魚住浄水場の運転管理業務委託（3年）の更新時期である平成23年度にあわせて、現在唯一、直営の夜間勤務を行っている鳥羽浄水場の夜間監視業務を委託する。

取組名		担当部（内は主担当）
2305	学校給食調理業務の民間委託	教育委員会事務局
平成25年度末に目指す姿		実施概要
学校給食調理業務委託実施校が14校になっている。		これまでと同様、民間委託を進めていく。実施に当たっての業者選定は、学校長や栄養教職員、教育委員会で組織される選定委員会によるプロポーザル方式により行う。

2-(4) 公営企業経営改革

取組名		担当部（内は主担当）
2401	市民病院の地方独立行政法人化	保険・健康部 市民病院事務局
平成25年度末に目指す姿		実施概要
市民病院は、地方独立行政法人へ移行し、市内の中心的な病院としての役割を發揮するとともに、「安心の医療確保対策」に基づき診療機能の整備を図るなど、平成27年度末までの中期計画に沿った取り組みを年次的に実施している。また、市の附属機関である「地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会」は、効果的に評価機関としての役割を果たしている。		<ul style="list-style-type: none"> ・法人への移行までに、市が法人に指示する「中期目標」及び法人が中期目標を実現するための「中期計画」について、評価委員会の意見を聴くとともに、関係機関との調整を踏まえ、議決を経て定める。 ・法人への移行までに法人の組織・人事・財務等に関する制度構築、各種規程整備、人事給与・財務システム構築等を実施する。 ・平成23年10月に地方独立行政法人へ移行する。

取組名		担当部（内は主担当）
2402	自動車運送事業の廃止（市営バス路線の民間移譲）	交通部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
事業廃止及び路線移譲が終了し、市の業務としては、乗車券払戻し等清算業務を残すのみとなっている。また路線移譲後も、公共交通として移譲前と同様の利便性が確保されている。		移譲後も公共交通としての利便性が確保されるよう、平成23年度末の事業廃止、路線移譲に向けて、各項目別に計画を策定し実施していく。

取組名		担当部（内は主担当）
2403	水道事業経営に係るPDCAサイクルの構築	水道部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<p>【経営計画について】 計画担当部門と事業実施部門との連携が図られている。</p> <p>【決算について】 当年度決算見込みが翌年度予算に反映されている。</p> <p>【予算執行について】 月毎に予算執行状況を部内で情報共有し、迅速に問題の改善が図られている。</p>	<p>【経営計画について】 進捗管理を行い、問題点の抽出・改善をする。</p> <p>【決算について】 当年度決算見込みを翌年度予算に反映する。</p> <p>【予算執行について】 月毎に予算執行状況を部内で情報共有し、迅速に問題の改善を図る。</p>	

取組名		担当部（内は主担当）
2404	上下水道部の組織統合と下水道事業の企業会計移行	水道部、下水道部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<p>上下水道部で共通する業務の統合による業務の効率化、共通経費の削減、人材の共有、市民サービスの向上が図られ、下水道事業が地方公営企業法の全部適用により企業会計に移行しているとともに、上下水道部の組織統合がなされている。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・統合可能な業務を洗い出し、手法を検討し、業務を統合する（市民サービス窓口部門、料金部門、給排水部門等）。 ・浄水場、浄化センターの総括的な管理手法を検討する。 ・業務統合、提携の実施 ・平成25年度に下水道事業を企業会計へ移行する。 ・平成25年度に上下水道部の組織を統合する。

2-(5) 外郭団体の見直し

取組名		担当部（内は主担当）
2501	外郭団体の見直し	総務部、財務部、各外郭団体所管部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<p>(財)明石コミュニティー創造協会、(財)明石市産業振興財団、(社)明石市シルバー人材センターについては、事業内容の見直し等を行ったうえ、新公益法人制度の法人へ移行している。 また、明石市土地開発公社、明石地域振興開発(株)については、事業のあり方の見直しや経営改善が進んでいる。</p>		<p>【(財)明石コミュニティー創造協会】 事業のあり方を見直すとともに、公益財団法人へ移行する。</p> <p>【(財)明石市産業振興財団】 公益財団法人へ移行する。</p> <p>【(社)明石市シルバー人材センター】 公益社団法人へ移行する。</p> <p>【明石市土地開発公社】 保有土地の利用や売却処分等の見極めを行い、存廃を含めた抜本的改革に取り組む。</p> <p>【明石地域振興開発(株)】 持続可能な経営基礎を確立する。</p>

目標3 「公共サービスの質の向上」に向けて

3-(1) 利便性を高めるサービスの提供

取組名		担当部(内は主担当)
3101	窓口サービスの抜本的見直し	政策部、財務部、コミュニティ推進部、各市民窓口所管部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<p>現在の3市民センターに、(仮)明石駅前庁舎及び西明石地区の市民センターを加えた5市民センター構想を踏まえ、ワンストップサービスを提供する総合窓口に必要な機能及び体制が整理されており、(仮)明石駅前庁舎に移転する部課が決定している。</p> <p>また、既存窓口体制で可能なものから、ワンストップに近いサービスの提供を開始されている。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ワンストップサービスを提供する総合窓口に関して先進都市の状況等を調査・研究し、必要な機能(ソフト・ハード両面)及び体制(業務委託等の可否、職員配置等)を整理する。 平成22年度に引き続き、5市民センター構想に対する市民や市議会との意見交換を進める。 (仮)明石駅前庁舎に移転する部課を決定する。 既存窓口体制で可能なものから、順次、ワンストップに近いサービスの提供を開始する。

取組名		担当部(内は主担当)
3102	税・料等の納付環境の整備	財務部、総務部、保険・健康部、会計室 ほか各種料等所管各部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<ul style="list-style-type: none"> 個人市県民税、固定資産税、都市計画税、保育料について、コンビニエンスストアにおける納付書払い(コンビニ収納)が可能となっている。また、国民健康保険料について、マルチペイメントネットワーク(MPN)^{*35}を活用して、国保加入手続きと同時の口座振替受付完了が可能となっている。 コンビニ収納、MPNによる口座振替受付を実現していない他の税・料についても、市民サービスの向上や費用対効果等の面から導入の可否が検討されている。 他の納付方法について、先進都市の状況(納付のスキーム、費用対効果等)の調査を実施している。 		<ul style="list-style-type: none"> 個人市県民税、固定資産税、都市計画税、保育料のコンビニ収納について、納税通知書のレイアウト設計及びシステム開発を行い、コンビニ収納を開始する。 国民健康保険料について、マルチペイメントネットワーク(MPN)利用に関する登録などの事務手続きを行い、国保加入手続きと同時の口座振替受付サービスを開始する。 コンビニ収納、MPNによる口座振替受付が実現していない他の税・料等についても、市民サービスの向上や費用対効果等の面から導入の可否を検討し、導入可能なものについては速やかに導入する。 他の納付方法について、先進都市の状況(納付のスキーム、費用対効果等)の調査を実施する。

取組名		担当部(内は主担当)
3103	インターネット施設予約システムの導入	総務部、文化芸術部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
生涯学習センターのインターネット予約システムが稼働している。 また、市内の他の公共施設も含めた施設予約ポータルサイト等の構築に向けた準備(導入範囲の決定、概算費用の見積等)が整っている。		<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習センターにおいて、インターネット予約システムを導入する。 市内の他の公共施設も含めた施設予約ポータルサイト等の構築に向けた準備(導入範囲の検討・決定、概算費用の見積等)を行う。

取組名		担当部(内は主担当)
3104	公共施設の稼働率向上	各施設所管部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
施設の利用状況分析や稼働率等の向上のために有効な手法・サービスの研究・実施に関して庁内横断的な取組みにより、各施設のサービスの質が向上しており、このことが各施設の利用者数、稼働率、使用料収入等の向上につながっている。		<ul style="list-style-type: none"> 各施設所管課が施設の利用状況分析や稼働率等の向上のために有効な手法に関する情報交換の場を設け、積極的な情報交換を行う。 情報交換を活かして各施設において利用者数、稼働率、使用料収入等の向上のための新たな取組みを行うとともに、複数の施設のコラボレーションによる取組みを行う。

取組名		担当部(内は主担当)
3105	窓口対応の質の向上	政策部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
外部アドバイザー及び接遇指導員の職員への助言・改善提案により、市民から信頼される満足度の高い対応が実践されている。		良好な窓口サービスの改善を分析し、市民ニーズに応じた職員研修等を実施するとともに、外部アドバイザー及び接遇指導員が職場実態を調査・評価し、助言、改善提案を行う。

取組名		担当部(内は主担当)
3106	幼保連携の強化	政策部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
新しく設置する部署において、幼保一体化施設を含め、就学前児童の環境づくりの方針が決定しており、その方針に基づき施策に着手している。		就学前児童の環境づくりに関して専門的に検討する部署を新たに設け、国の動向を見極めながら、本市の幼児教育や保育行政の歴史を踏まえつつ、幼保一体化施設を設立するとともに健やかに子どもが育つ環境づくりを行う。

明石市行政改革実施計画（案）

	取組名	担当部(内は主担当)
3107	総合評価落札方式による一般競争入札の拡充	財務部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
総合評価落札方式による一般競争入札の充実が図られている。		総務部工事検査課と連携しながら、総合評価落札方式（簡易型・標準型）が実施できる体制を整え、技術提案を求めるような高度な工事案件があれば、総合評価落札方式（簡易型・標準型）による一般競争入札を実施し、工事の品質を確保する。

	取組名	担当部(内は主担当)
3108	火葬受付時間の拡大	コミュニティ推進部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<ul style="list-style-type: none"> ・友引の日にも月に2日程度、火葬受付が行われている。 ・毎日の火葬受付時間が10:00～16:00となっている。 		<ul style="list-style-type: none"> ・火葬炉設備のメンテナンスに必要な日を除き、友引の日も月に2日程度受付を行う。 ・毎日の火葬受付時間を現在の10:00～14:00を10:00～16:00に延長する。

	取組名	担当部(内は主担当)
3109	障害者相談支援事業所の再編	福祉部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
相談支援専門員を5名～6名配置した身体障害者、知的障害者、精神障害者に対応できる相談支援事業所が、独立した事務所を設けて運営されている。		平成23年10月までに身体障害者、知的障害者、精神障害者に対応できる相談支援事業所を目指し、委託する社会福祉法人等をあらかじめ公募し、コンペにより1事業所に決定し、10月から相談支援専門員を5名～6名配置できるような新しい体制で相談支援事業を開始する。 なお、相談支援事業所の事務所は、委託先の社会福祉法人等の既存事業から独立させるため、独立した事務所を設ける。

	取組名	担当部(内は主担当)
3110	6子育て支援センター体制の確立	福祉部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
次世代育成支援対策推進行動計画の整備目標として、地域子育て支援拠点事業として、子育て支援センターが市内で6ヶ所（センター型1ヶ所、ひろば型5ヶ所）設置され、運営されている。 6ヶ所設置後も地域のニーズに合わせて整備目標の検証が行われている。		<ul style="list-style-type: none"> ・既存の子育て支援センター（あかし、にしあかし、おおくぼ、うおずみ、あかし西）を継続運営する。 ・平成23年度中に大久保北地区の子育て支援センターについて、運営団体を公募のうえ、平成23年度中の開設を図る。 ・市民ニーズに合わせた整備目標の検証を行う。

明石市行政改革実施計画（案）

取組名		担当部(内は主担当)
3111	保育所の受け入れ態勢の充実（保育所待機児童の減少）	福祉部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
待機児童の多い地域について重点的に保育所整備を進め、本庁・大久保・魚住・二見の各地区の待機児童がそれぞれ5名以下となっている。		近年の待機児童の状況及び傾向から今後の待機児童の推移を予測し、現在待機児童の多い地区及び今後待機児童の増加が予想される地区に重点的に保育所整備を実施する。その手法としては、民間資本の誘致、活用により、保育所の新設や分園の開設、既存保育所の改築・増築による児童受け入れ枠の拡大を図る。

取組名		担当部(内は主担当)
3112	予防接種事業の充実	保険・健康部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
定期予防接種について、予防接種率95%以上が達成されている。		兵庫県明石健康福祉事務所、明石市医師会、教育委員会などの関係機関と連携し、啓発活動を強化し、予防接種率の向上を図る。 啓発内容 生後2ヶ月にあたる月に予防接種券・予防接種手帳を個別に送付。 (MR ^{*36} 3・4期については、年度始めに新規対象者に接種券などを個別に送付。) 接種勧奨を目的とした「広報あかし」への掲載。 未接種者へ個別勧奨通知を送付。 MR、二種混合予防接種は学校や幼稚園等を通じて接種勧奨のおたよりを配布。

取組名		担当部(内は主担当)
3113	コミュニティバス（たこバス）の運行	土木部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
地域の生活の足として、さらなる利便性の向上が図られている。		利用実態の把握を行い、ルート、バス停の位置などの運行内容の見直しを進めるとともに、利用促進に向けて取り組み、利用者増と運行経費の合理化を図る。

明石市行政改革実施計画（案）

	取組名	担当部(内は主担当)
3114	区画整理換地図等の電子データ化	都市整備部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
区画整理事業を行う上で、更新する機会の多い図面が電子データ化されており、市民に最新の正確な情報が提供できるようになっている。		利用頻度が高く、電子データ化する必要性の高い換地図、重ね図を、順次、電子データ化する。

	取組名	担当部(内は主担当)
3115	指定道路図及び建築計画概要書の閲覧、交付システムの構築	都市整備部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
指定道路図の概略が、インターネットにより公開されている。		建築基準法上の道路に関する情報及び建築計画概要書を平成22年度にデジタル化し、システム構築しているところであるが、平成23年度中に一般市民に閲覧、交付が専用端末等によりスムーズに行えることを目指し、その後平成24年度末までに指定道路図の概略のインターネット公開を目指す。

3-(2) 市民ニーズ・満足度の把握

	取組名	担当部(内は主担当)
3201	市民満足度の調査の実施	政策部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
自治基本条例に基づき、各施策・個別計画・総合計画の達成目標は、可能なかぎり数値化(指標)されている。各課の持つデータや各施策に対する市民の意識や満足度の調査結果の数値に基づき、「指標」の達成度の把握ができており、施策の成果に基づく、総合計画や個別計画の進捗管理・検証が行われている。		<ul style="list-style-type: none"> ・調査実施及び分析等の体制づくりを検討する。 ・施策ごとの各所管課の保有データによる「指標」及び市民への調査により把握する「指標」を検討する。 ・調査項目(定型及び臨時)、調査手法、手順、調査結果を施策に反映させるための手続き等を検討する。 ・調査を実施し、分析を行う。併せて達成度に基づく施策・総合計画の進捗状況を検証する。 ・調査結果及び検証結果の庁内共有、各推進会議への報告、市民等への公開を行う。

目標 4 「職員力の向上」に向けて

4-(1) 戦略的な人事管理の推進

取組名		担当部（内は主担当）
4101	行政需要に対応できる戦略的で柔軟な職員配置	総務部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<p>総職員数の減少の中、より一層人材の育成を図るとともに、あらゆる任用形態の活用も図りながら、行政課題に的確に対応できるよう適正な職員配置が行われている。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 自己申告制度等の活用も図りつつ、適正配置に係る所属長とのヒアリングの実施に併せ、翌年度の業務量を精査し、増員が必要とされる職場には、職員数を増加するなど、業務量に応じた弾力的な職員配置に努めていく。 職員数が減少する中、再任用職員や任期付職員の採用など、多様な任用形態の活用を図りながら、より公務の能率的な運営の確保に努めていく。

取組名		担当部（内は主担当）
4102	人材育成型人事制度の推進	総務部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<p>人材育成評価制度については、コンピテンシーモデルに基づく公平・公正な評価が行われ、評価結果が、自身の成長及び職場実践トレーニングの有効なツールとして活用されている。また、任用については「管理職昇格試験」、「4級職ポストチャレンジ試験」が、配置については「自己申告」、「希望降格」、「専任職」の各制度が定着し、職員が自らの意思で市職員としての働き方を選択することができる複線型キャリア制度が構築されている。</p>		<p>【人材育成評価制度】 平成23年度以降、係長以下に順次対象を拡げ「能力評価」を実施するとともに、「実績評価」導入に向けた検討を行う。</p> <p>【4級職ポストチャレンジ制度】 平成23年度より経過措置を廃止のうえ実施する。実施結果について毎年度、検証を行い、必要な見直しを行う。</p> <p>【専任職制度】 職員の業務知識及び経験を、公務能率の一層の向上に活用することはもとより、専任職として配置された職員が、より一層意欲的に職務に取り組むことに留意して実施する。</p>

取組名		担当部（内は主担当）
4103	職員の健康管理事業の充実	総務部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<p>職員が持てる能力を精一杯発揮できる健康状態を維持・確保することにより、職員の職務遂行能力の向上、仕事に対するモラルアップを図られ、市全体としての職員力が向上している。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生規則に基づく保健指導、面接指導等の職員への徹底及び定着。 ・メンタルヘルス対策の現状に即した見直し、要綱の改正。 ・ストレス診断の継続実施と事後フォローの実施。 ・保健スタッフ（産業医、保健師など）の充実。 ・健康情報の有効活用。

4-(2) 組織の見直し

取組名		担当部（内は主担当）
4201	組織の簡素・効率化と各部の権限の強化	総務部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<p>参画と協働を基本姿勢に市民重視の市政を推進するため、選択と集中の徹底により、簡素で効率的な組織が構築されている。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・意思形成過程を整理し、市民からみて責任と権限の所在が分かりやすく、市民に近い組織レベルで対応ができる組織体制の整備を図るとともに、組織運営等に係る権限の各部への付与についての調査、研究を行う。 ・部門横断的な施策を効率的に推進する調整組織の積極的な活用を図る。

4-(3) 職員の意識改革

取組名		担当部（内は主担当）
4301	法務リーダーの育成	総務部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<p>法的知識とリーガルセンスを持った職員が養成され、業務において法的問題に対応し、訴訟リスクその他の法的なリスクを減らすことにつながっている。</p>		<p>約40名を選任し、3年の計画で下記のとおり研修を実施する。</p> <p>1年目：債務不履行及び不法行為を理由とする損害につき、自治体が法的責任を負う要件を学ぶ。</p> <p>2年目：住民訴訟その他の行政訴訟事件につき、原因や回避可能性などを学ぶ。</p> <p>3年目：政策目標の実現のためにどのような法制度が必要か又は可能かといった、政策と法の関連について学ぶ。</p>

取組名		担当部（内は主担当）
4302	工事監督業務の充実	総務部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<p>公共工事において検査員の視点とより高い施工監理知識を持った職員が養成され、品質の高い公共施設が提供されている。</p>		<p>公共工事にかかわる技術職員に対して、工事検査に関する規則や要領等の習得と検査業務の実施、また設計審査会への参加などの機会を設けることにより公共工事の設計監理技術の向上と公共施設の品質向上を図る。</p> <p>1年目：工事検査に関する規則、要領等の内容を習得する。</p> <p>2年目：現地における工事検査の立会いや、設計審査会等へ参加することにより検査準備業務を学ぶ。</p> <p>3年目：工事検査を実践し、その評価と経験を各所属課においての工事監理に活用する。</p>

取組名		担当部（内は主担当）
4303	人物重視の職員採用	総務部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの受験者数が確保されている。 ・面接官評価の統一性が確保され、評価の精度が向上している。 ・土木・建築職などの多くの受験者が確保されている。 		<ul style="list-style-type: none"> ・各大学への訪問など、採用試験の効果的なPR方法を検討する。 （ホームページの充実、主要駅でのポスター掲載、採用ポスターTシャツ着用での街頭PR等） ・専門職（土木・建築職など）の受験者を確保する。 （大学OBを通じての人脈開拓等） ・人物評価が、よりの確かつ効率的に行えるよう採用試験を充実させる。

明石市行政改革実施計画（案）

取組名		担当部（内は主担当）
4304	課題解決型の人材開発の推進	総務部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<p>人材育成基本方針に掲げる目指すべき職員を育成するために、</p> <p>○JT推進体制の構築</p> <p>人材育成評価制度の各職階に求められる行動例（コンピテンシーモデル）に対応した能力開発の研修制度の導入及び活用</p> <p>職員の意識改革のための取組みを通じ、より計画的・効果的な人材育成が行える体制ができている。</p>		<p>○JTスキルの習得を図る研修を実施するとともに、人材育成評価制度と連動した○JT推進体制の構築に向け、職員との意見交換会等を実施していく。</p> <p>人材育成評価制度の各職階に求められる行動例（コンピテンシーモデル）に対応した研修制度とするために、各研修により伸ばすことができるコンピテンシーを明確にする。</p> <p>国家資格・公的資格及び民間資格のうち、業務に関連し、その質の向上が期待できるものや、人材育成の観点から、専門知識や専門能力の向上が期待できる資格や免許を取得するための費用を助成する制度を導入する。</p>

取組名		担当部（内は主担当）
4305	教職員の研修体系の確立	教育委員会事務局
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<p>若手教員育成研修プログラムの実施状況について各年度の研修内容を精査することで、3年間のスパイラルな研修体系を確立し、それ以降の成果・課題等の調査・研究方法について整備できている。</p>		<p>現在の採用1年目及び3年目の全員研修を中心に実施している若手教員育成研修プログラムについて、採用からの3年間を見通した連続した研修プログラムを組むことで、授業づくりや生徒指導及び教育公務員としての資質能力等の基礎を育成する研修体系を構築する。</p> <p>実施にあたっては、受講者に自己の目標を設定させ、毎回の研修終了後アンケート等で自己評価を実施する。そうした自己評価やアンケート内容をもとに年度ごとの研修内容等を評価・点検し、次年度への研修内容・方法等に反映させるPDCAサイクルを構築する。</p> <p>これらのことを通じて、教えるプロとしての教師力を喚起・促進させていくとともに、若手教員の自己研鑽力の基礎を育成していく。</p>

目標 5 「財政の健全化」に向けて

5-(1) 公共施設の有効活用

	取組名	担当部（内は主担当）
5101	ファシリティマネジメントの導入	政策部、総務部、財務部、都市整備部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<p>ファシリティマネジメントを総括的に担当する部署が設けられ、市の有する施設に関する情報が一元的に管理されており、市民の利用を想定していない施設を含めて市の有する施設全般について、部門横断的な統廃合や機能の見直しを検討し、市の経営にとって最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有し、運営し、維持していくため、施設の必要性やライフサイクルコストを十分に考慮した「施設配置計画」や「施設補修計画」が策定されている。</p> <p>また、施設維持管理委託の一括化が図られている。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・市の有する施設に関する情報を一元化するとともに、ファシリティマネジメントにおいて取り組むべき課題を整理し、ファシリティマネジメントを総括的に担当する部署を設置する。 ・担当部署を中心に、各施設の清掃、設備の保守・点検等の委託契約の一括化を実施する。 ・市の有する施設全般についてのハード面（建物の状況）、ソフト面（求められる機能）の調査・分析と施設の統廃合、機能見直しに向けた市民等との意見交換を行う。 ・中長期的（10年程度）な施設配置計画、施設補修計画を策定する。

	取組名	担当部（内は主担当）
5102	焼却施設のあり方の検討	環境部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<p>焼却施設のあり方について、全庁的な検討を行い今後のあり方について一定の方向性が示されている。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度～平成24年度は、焼却施設の保全計画や整備計画の見直しを行う。 ・平成25年度に財源に関して財務部、下水汚泥や浄水汚泥の混合焼却に関して下水道部・水道部との調整を行い、焼却施設のあり方について一定の方向性を示す。

取組名		担当部（内は主担当）
5103	橋梁長寿命化修繕計画の推進	土木部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<p>市が管理する2m以上の橋梁について、「橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、計画に基づき修繕工事を実施し、橋梁の長寿命化を計っている。</p>		<p>【長寿命化修繕計画の策定】 市が管理する橋梁についての点検と長寿命化にかかる修繕のあり方、コスト削減などに関する「長寿命化修繕計画」について、学識経験者の参画等、計画策定手法を検討し、計画を策定する。さらに、計画の妥当性を検証するとともに、策定手法の改善案の検討を行う。</p> <p>【修繕計画に沿った修繕工事の実施】 個別橋梁の修繕対策計画を立案し、修繕工事を実施する。工事完了後、工法の妥当性を検証するとともに、改善案の検討を行う。</p> <p>【橋梁点検を実施】 5年毎に橋梁点検を実施し、損傷の度合いを把握する。点検結果により、緊急対策橋梁の抽出を行い、応急対策を実施する。</p> <p>【改善、見直しの実施】 計画策定手法の見直し、新技術・新工法の採用、新たな技術的知見の導入を検討する。</p>

取組名		担当部（内は主担当）
5104	都市公園施設長寿命化計画の推進	都市整備部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<p>長寿命化計画に基づく遊具（約165公園に設置する約330基）の更新が完了し、安心安全が確保されるとともに、遊具の維持管理経費の削減が実現されている。</p>		<p>都市公園施設長寿命化計画に基づき、都市公園に設置されている遊具の内、処分制限期間（木製7年、金属製15年）を経過したもの及び危険度判定において危険と判定されたものについて、国庫補助を受け、計画的に更新するとともに、長寿命化のための補修（予防保全）を行う。</p>

取組名		担当部（内は主担当）
5105	下水道施設（ストック）の長寿命化	下水道部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
平成22年度に策定した下水道施設の長寿命化計画に基づき、平成25年度末までに必要な管渠更生工事、浄化センター改築工事等が確実に実施されている。		<p>日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす陥没事故の発生や浄化センターの機能停止を未然に防止し、限られた財源の中でライフサイクルコスト最小化の観点から計画的、効率的な改築を図るため、平成22年度に施設の長寿命化計画を策定した。この長寿命化計画に基づき、平成25年度末までに必要な管渠更生工事、浄化センター改築工事等を以下のとおり実施する。</p> <p>【管渠】 管渠更生工事等 延長 6.0 km</p> <p>【浄化センター】 大久保浄化センター 汚泥濃縮タンク等</p>

5-(2) 施策・事務事業の見直し

取組名		担当部（内は主担当）
5201	施策・事務事業の見直しによる事業費の削減	総務部 政策部、財務部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
施策・事務事業の見直しによる事業費の削減等の効果により、「収支改善目標総額30億円」の数値目標が達成されている。		毎年度の事務事業の総点検等の取組みを通じて、施策・事務事業の見直しによる事業費の削減を図る。

5-(3) 総人件費の削減

取組名		担当部（内は主担当）
5301	給与の適正化	総務部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の給与制度については、国家公務員を基本に適正化が図られている。 ・ 職員の給与水準については、ラスパイレス指数を踏まえた見直しに努めるとともに、地域給与の反映に係る取組みが進んでいる。 		総人件費5%の削減に向けて、人事院勧告を踏まえた、給料月額を引き下げや手当の見直しをはじめとする給与の適正化を図る。

取組名		担当部（内は主担当）
5302	総職員数の削減（定員管理）	総務部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
総人件費5%の削減に向けて、総職員数のさらなる削減が図られている。		総人件費5%の削減に向けて、事務の見直しや廃止、民間委託等の推進によって、退職者の不補充を基本とし、良質で安定的な行政サービスを提供していくため、必要最低限の職員採用を行う。 さらに、再任用職員や任期付職員など、多様な任用形態の活用も図る。

5-(4) 歳入の確保

取組名		担当部（内は主担当）
5401	水道料金・下水道使用料減免制度の見直し	水道部、下水道部、財務部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
生活保護世帯に対する水道料金及び下水道使用料減免制度が廃止されている。		生活保護世帯に対する水道料金及び下水道使用料減免制度を廃止する。 なお、実施時期については、保護世帯の生活実態も踏まえて検討する。

取組名		担当部（内は主担当）
5402	公債費負担の軽減	財務部、下水道部、水道部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
毎年度、繰上償還や民間資金による借換制度を最大限に利用して、公債費負担の軽減が図られている。		繰上償還及び民間資金による借換を実施する。

取組名		担当部（内は主担当）
5403	公共施設における広告収入等の確保	財務部、総務部、各施設所管部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
指定管理者施設を含め、全庁的に広告モニターの設置が行われている。		<ul style="list-style-type: none"> ・全庁的に広告モニターの設置を進める。 ・指定管理施設について、自動販売機の設置料の増収を図る。

明石市行政改革実施計画（案）

	取組名	担当部（内は主担当）
5404	市ホームページ等広報媒体への有料広告掲載	政策部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
市ホームページなど、各種広報媒体に有料広告が掲載され、安定した収入が確保されている。		ホームページについては、掲載ニーズ等を把握した上で、掲載基準など具体的な手続きを定め、リニューアルと同時に実施する。また、広報紙についても、リニューアル作業の中で広告掲載のあり方を検討していく。

	取組名	担当部（内は主担当）
5405	転入者誘導策の実施	政策部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
各部においては、転入者の誘導につながる施策、事業が積極的に実施されている。毎年度、市民ニーズや効果などを測りながら、明石市としての転入者誘導策が体系的、効果的に行われている。		各部で実施されている施策、事業のうち、転入者の誘導につながるものを抽出する。また、意識調査などにより、その効果や市民のニーズなどを出来る限り定量的に把握することで、効果的な転入者誘導策を実施していく。

	取組名	担当部（内は主担当）
5406	個人住民税の減免制度の見直し	財務部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
個人住民税の減免制度の見直しについて、市民に対して周知し、実施している。		<ul style="list-style-type: none"> 市税条例第34条及び同施行規則第9条に定められている市・県民税の減免対象者の前年の合計所得金額の限度額を引き下げる。 合計所得金額ごとの減免率を見直す。

	取組名	担当部（内は主担当）
5407	一般廃棄物処理手数料（し尿）改定の検討	環境部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
一般家庭及び事業所等の収集手数料の基準（下水道接続可能かどうかによる差別化、下水道利用者や合併浄化槽利用者との負担の公平化）や平成29年度以降のし尿収集体制（委託制の継続が許可制への移行）等について検討され、一般廃棄物処理手数料（し尿）の見直しについて合意形成が図られている。		仮設便所の収集については、収集手数料より収集委託料の方が高いという状況となっていることから、手数料を見直し、現行3,000円（1基300リットル以下）又は5,000円（1基300リットル超）から6,000円（1基）に改定する。その他の収集手数料については、下水道利用者等の経費負担との公平性などを検討しながら、収集手数料の適正化について検討を進める。

明石市行政改革実施計画（案）

	取組名	担当部（内は主担当）
5408	ごみ有料化を含むごみ減量化施策の展開	環境部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
家庭ごみの有料化を含めたごみ減量化施策の合意形成がなされている。		<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度改定予定の一般廃棄物処理基本計画の中で、今後実施すべきごみ減量化施策について資源循環推進審議会に諮問し、更なるごみ減量化の方策についての議論を進める。 審議会の答申を踏まえて、家庭ごみ有料化を含めたごみ減量化施策について市民との合意形成を図る。

	取組名	担当部（内は主担当）
5410	産業活性化による歳入の確保（商工業振興）	産業振興部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
策定された計画に基づき、戦略的、計画的に施策が展開されている。		商工業振興に関する計画を策定し、当該計画に基づき戦略的、計画的に施策を展開することで、活発な商工業活動を生み出し、税収等を確保する。

	取組名	担当部（内は主担当）
5411	産業活性化による歳入の確保（観光振興）	産業振興部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
事業（イベント）の規模や内容に合わせた統一的なアンケートの調査内容及び方法についての基準を定め、全体的な効果検証などを行うとともに、より経済波及効果のある事業（イベント）の実施に取り組んでいる。		<ul style="list-style-type: none"> 事業（イベント）の規模や内容に合わせた統一的なアンケートの調査内容及び方法についての基準を定め、個別に効果検証を行うとともに、全体事業としての効果検証を行う。 検証結果及び調査結果を基に、事業の見直し、再構築などを行い、市内経済の活性化のためのイベントを実施することにより、最終的に市の歳入確保につなげる。

	取組名	担当部（内は主担当）
5412	産業活性化による歳入の確保（農水産業振興）	産業振興部
平成25年度末に目指す姿		実施概要
「地元で新鮮な農水産物が生産され、その結果市民には、新鮮な農水産物が供給でき、また生産者には見合った収益が得られている」という将来像に向け、担い手対策や6次産業化等に向けた取り組みや高付加価値化と消費拡大に向けた取り組みがなされている。		<ul style="list-style-type: none"> 安定的な農水産業経営体を育成する。 国の農業政策と併せて、戦略的、計画的に振興施策を展開する。

明石市行政改革実施計画（案）

	取組名	担当部（内は主担当）
5413	道路事業残地の処分の推進	土木部
	平成25年度末に目指す姿	実施概要
	保有する事業残地面積が縮減されている。	事業残地の隣接地所有者または隣接地の賃借権等を有する者への優先処分のほか、一般公募の実施により事業残地の処分を進める。

	取組名	担当部（内は主担当）
5414	特定優良賃貸住宅の入居促進	都市整備部
	平成25年度末に目指す姿	実施概要
	認定事業者と管理会社だけでなく、市としても積極的にPRを行うなど入居促進を図ることにより、入居率を向上させ補助金の支出額が減少している。	空室の残る特定優良賃貸住宅2棟について、民間会社への管理委託の変更を含めて更なる入居促進対策を講じていく。

資料編

用語説明

*1 公共サービス

必ずしも統一的な定義はありませんが、この計画では、広く市民が日常生活及び社会生活を円滑に営むのに必要な基本的な需要を満たすためのサービスという意味で用いています。

*2 行政サービス

この計画では、公共サービスのうち行政が直接提供するサービスという意味で用いています。

*3 地域主権戦略大綱

内閣府に設置された地域主権戦略会議において策定され、平成22年6月22日に閣議決定されました。地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後概ね2～3年を見据えた改革の取組方針を明らかにする大綱です。

*4 アクション・プラン ～出先機関の原則廃止に向けて～

内閣府に設置された地域主権戦略会議において策定され、平成22年12月28日に閣議決定されました。地域主権戦略大綱のうち、国の出先機関の原則廃止とこれに伴う地方自治体への事務、権限、財源の移譲に関する基本的な進め方を示した文書です。

*5 地域主権改革

政府（民主党政権）が掲げる地方分権の施策です。地域主権改革大綱では、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」とされています。

*6 普通会計

地方自治体の財政比較に用いられる全国統一基準による会計のことです。一般会計と収益事業や地方公営企業法の適用を受けない特別会計を合算（重複分等は除外）したものです。本市の場合は、一般会計と葬祭事業、公共用地取得事業、石ヶ谷墓園整備事業、老人保健事業の特別会計の一部で構成されています。

*7 一般財源

歳入の一般財源とは、市税や地方交付税など、市が使い道を決めることができる財源をいいます。反対に国・県補助金や市債など使い道が特定される財源を特定財源といいます。また、歳出の一般財源とは、事業費から国県からの補助金や市債などの特定財源を除いた正味の市負担額をいいます。

*8 税源移譲

地方分権を推進するための三位一体改革の一環で、全国規模で、国の関与がある「国庫補助負担金」を約4兆円削減し、約3兆円の税源を移譲するものであり、国の収入となっていた「所得税」の一部を減らし、都道府県や市町村の「個人住民税」を増やしたものです。

*9 地方交付税

基礎的な行政サービスを提供するため、税収が足りない自治体に国から支給されるお金のこ

とです。使い道については指定されておらず、市が自由に使うことができます。

*10 三位一体改革

「地方にできることは地方に」という理念の下、「国から地方への補助金・負担金を廃止・縮減」「地方への税源移譲」「地方交付税の見直し」を同時に行う改革を指します。

*11 市債

市の借金のことです。道路の建設など、世代間で負担すべき事業の財源として、国や金融機関などから借り入れます。

*12 投資的経費

公共施設の整備費用や災害復旧事業費用など、その支出効果が長期にわたって続くものを指します。

*13 公債費

市の借金である市債の元本や利子の支払などに要する経費のことです。

*14 経常収支比率

財政構造の弾力性をみるための指標のことです。日常的な行政活動に必要な経費のうち、市税や地方交付税などの経常的な一般財源収入がどのくらい使われているかの割合です。

この数値が低いほど、臨時の財政需要に対して余裕を持つことになり、財政構造に弾力性があることとなります。一般にこの値が80%を超える場合には、財政構造が弾力性を失いつつあるといわれています。（参考：平成20年度 全国市町村平均91.8%、兵庫県内市平均94.1%）

*15 実質公債費比率

平成19年度に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づく財政健全化判断比率のひとつです。

毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除きます。）に充当されたものの占める割合をいいます。この比率が18%を超えると、市債の発行に際し総務省の許可が必要となります。また、25%を超えると、財政健全化計画を策定し、比率が基準以下になるまで、財政の健全化に取り組むこととなります。（参考：平成20年度 全国市町村平均11.8%、兵庫県内市平均15.7%）

*16 臨時財政対策債

国からの地方交付税の振替財源として発行できる市債のことです。元利償還金の全額がその後の地方交付税で措置されます。

*17 減税補てん債

制度減税による減収額を埋めるため発行できる市債のことです。元利償還金の全額がその後の地方交付税で措置されます。

*18 地方特例交付金

平成18年度までは、恒久的な減税の実施に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、平成11年度からの恒久減税の実施による市町村の影響分のうち4分の3相当分を交付され（平成18年度：959,092千円）、残り4分の1は減税補てん債で措置されていましたが、税源移譲に伴い平成19年度においてこの措置はなくなりました。

これ以外で措置されているものは、平成18年度及び19年度の児童手当の制度拡充（小3小6など）に伴う地方負担額の増加分並びに平成22年度の子ども手当の創設に伴う地方負担の増加分、また、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う減収分の補てん分などが交付されています。

*19 所得譲与税

三位一体改革による国から地方への補助金・負担金の廃止、縮減に伴い、所得税から住民税への本格的な税源移譲が実施されるまでの暫定措置(平成16年度～18年度)として、所得税の収入額の一部が国から譲与税として交付されるものです。

*20 減収補てん債

普通交付税の算定における収入額に対して、実際の収入見込み額がその額を下回る場合、その財源補てん措置として減収見込み額を限度として発行する市債のことで、元利償還金の75%がその後の地方交付税で措置されます。

*21 退職手当債

地方公務員の「団塊の世代」問題による大量退職を迎え、退職手当支給の資金繰りが必要な自治体があることから、平成18年度から平成27年度までの措置として、当該年度に支給すべき退職手当の合計額のうち著しく多額である部分について、認められた地方債のことで、

*22 実質的な単年度収支

単年度収支に地方債の繰り上げ償還額と財政基金等への積立金を加え、積立金取り崩し額を差し引いたものです。実質的な債務の増加又は貯蓄等債権の増加を捉えようという指標です。

形式収支 = 歳入総額 - 歳出総額
実質収支 = 形式収支 - 翌年度に繰越すべき財源
単年度収支 = 実質収支 - 前年度実質収支
実質的な単年度収支 = 単年度収支 + 基金積立額 + 繰上償還額 - 基金取崩額

*23 財政基金

年度間の財源の不均衡を調整するために積立金を基金として設置したものです。

*24 財政基金等現在高

市の貯金にあたります。財政基金、減債基金、特別会計等健全化基金の合計残高です。

*25 地方債許可制限比率

平成17年度までの地方債の許可制限に係る指標として地方債許可方針に規定された指標です。公債費の当該年度の標準財政規模に対する割合(特定財源や災害復旧費等に係る基準財政需要額に算入された公債費を除きます。)の過去3ヶ年平均で、20%以上になれば地方債を起こすことが制限されていました。

*26 再任用職員

地方公務員法に基づき、定年退職後、実績・経験に基づき、公的年金の支給開始年齢の開始まで、任期を定めて任用される職員のことで、本市では原則として短時間勤務で職務に従事しています。

*27 臨時職員

地方公務員法に基づき、緊急の場合又は臨時の場合に、6ヶ月を限度に任用される職員のことで、雇用期間や身分の取扱いにおいて課題があるため、本市では、平成22年10月から順次、任期付短時間勤務職員への切り替えを図っています。

*28 任期付短時間勤務職員

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、任期を定めて任用される職員のうち、短時間勤務で職務に従事している職員のことで、

*29 特別会計

地方自治法に基づき、普通地方公共団体が保険料や使用料など特定の歳入で特定の事業を行い、これを一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、条例でこれを設置することができることとされている会計です。本市では、平成22年度においては、14の特別会計を設置しています。

*30 企業会計

特定の歳入で特定の事業を行い、これを一般の歳入歳出と区分して経理する会計うち、地方公営企業法に基づき、複式簿記を用いるなど、企業会計方式を採用することとされている会計です。本市では、平成22年度においては、4の企業会計を設置しています。

*31 実働職員数

正規職員数から市の給与負担がなく、かつ1年以上業務に従事しない者（無給休職者、育児休業中の職員等）を除いた職員数です。

*32 明石市人材育成基本方針

平成13年3月に策定し、平成18年8月に改訂された本市職員の育成に関する基本的な考え方を示した方針です。

少子高齢社会の到来、高度情報化、国際化の進展など、目まぐるしく変化する社会の流れを敏感に捉え、市民のみなさんとの協働のもと、自己決定・自己責任に基づく行政運営の推進に努めていくにあたり、人材育成のより一層の充実を図るため、これからの時代にふさわしい職員像を明らかにするとともに、そのような職員の育成を推進するための方策をまとめています。

*33 CMS（コンテンツマネジメントシステム）

ホームページなどのWEBコンテンツの作成から管理までを行うシステムの総称です。

*34 3R

ごみを減らし、循環型社会を構築していくためのキーワードで「Reduce（リデュース：発生抑制）」、「Reuse（リユース：再利用）」、「Recycle（リサイクル：再生利用）」の頭文字をとったものです。

*35 マルチペイメントネットワーク（MPN）

国庫金、地方税、電気・ガス・電話等の公共料金及び会社等への代金等の支払いについて、顧客の利便性向上を図るとともに、官公庁、地方公共団体、収納企業及び金融機関への事務効率化を図り、公益に資する決済に関する新たなしくみのことです。

収納企業と金融機関との間をネットワークで結ぶことにより、利用者はATM、電話、パソコン等を利用して公共料金等の支払いができ、即時に消し込み情報が収納企業に通知されます。

*36 MR

麻しん（はしか）ワクチンと風しん（三日はしか）ワクチンが混合されたMRワクチンによる予防接種のことです。1回の接種により麻しん・風しん両方に対する抵抗力をつけることができます。

一生のうちに2回受けることにより、より高い抵抗力を得ることができるため、日本では平成18年度からMRワクチンの2回接種が導入されており、1期（満1歳～2歳未満）、2期（就学前の1年間）に接種することとなっています。

3・4期については、MRワクチンの2回接種の制度ができていなかったために、2期の接種を受ける機会がなかった人のために行われるもので、平成20年4月より5年間の時限措置として中学1年生（3期）及び高校3年生（4期）を対象に行われています。